

# ASEAN 憲章の制定—ASEAN 共同体の設立に向けて

遠藤 聡

## 【目次】

はじめに

I ASEAN 共同体の設立構想

II 賢人会議報告書

III ASEAN 憲章の概要

おわりに

翻訳：ASEAN 憲章

## はじめに

2007年11月20日、東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations 以下「ASEAN」という) 創設40周年を記念してシンガポールで開催された第13回ASEANサミット (ASEAN Summit 以下「ASEAN首脳会議」という) において、「ASEAN憲章」(the ASEAN Charter)<sup>(注1)</sup> が、加盟10か国の首脳によって調印された。全加盟国それぞれの国内手続に従って同憲章が批准された後、2008年12月にタイのバンコクで開催される第14回ASEAN首脳会議までに、同憲章の発効が予定されている。

ASEANは、1997年12月にマレーシアのクアラルンプールで開催された第2回非公式首脳会議<sup>(注2)</sup>において、「ASEANビジョン2020」<sup>(注3)</sup>を採択し、2020年までに東南アジア全域がASEANの共同体 (ASEAN community)<sup>(注4)</sup> となることを想定した。2007年1月にフィリピンのセブで開催された第12回ASEAN首脳会議では、ASEAN共同体 (ASEAN Community)<sup>(注5)</sup> の設立を2015年までに前倒して実現することが合意されるとともに<sup>(注6)</sup>、賢人会議 (Eminent Persons Group=EPG)<sup>(注7)</sup> による「ASEAN憲章に関する賢人会議報告書」<sup>(注7)</sup> が提出された。こうした経緯を経て調印に至った

ASEAN憲章では、ASEAN共同体の設立を視野に入れた、「1つのビジョン、1つのアイデンティティ、1つの共同体」をモットーとする、「法人格」(legal personality) を有する政府間組織として、ASEANの法的及び制度的な枠組みが規定された。

本稿では、まず、ASEANの創設以降の拡大と深化の過程を紹介しつつ、「ASEANビジョン2020」の採択からASEAN憲章の調印に至る段階において進展したASEAN共同体構想について概説する。つぎに、ASEAN憲章の制定を促すものとなった「ASEAN憲章に関する賢人会議報告書」の概要を紹介する。その上で、ASEAN憲章における、目的・原則、組織構造、意思決定過程、紛争解決メカニズム、対外関係に関する規定を中心に解説する。文末には、ASEAN憲章の翻訳を掲載する。

## I ASEAN 共同体の設立構想

### 1 ASEANの拡大と深化

ASEANは、ベトナム戦争期にあたる1967年8月8日、バンコクにおいて、東南アジア地域の自由主義経済国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国 (ASEAN5) の外相により調印された「ASEAN設立宣言」(バンコク宣言)<sup>(注8)</sup> に基づき創設された (年表参照)。1984年1月には、イギリスから完全独立を果たしたブルネイが加盟して、ASEANは6か国体制 (ASEAN6) となった。1989年12月の米ソ冷戦の終結、1991年10月のカンボジア和平協定の締結等により東南アジア情勢に変化が訪れ、1995年7月に社会主義国であるベトナム

ASEAN 関連年表

年月	首脳会議等主要事項	各会議における主要決定事項
1967. 8	第1回ASEAN外相会議 (バンコク) ASEAN5 (インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) の結成	ASEAN 設立宣言 (バンコク宣言)
1971. 11	特別外相会議 (クアラルンプール)	平和・自由・中立地帯宣言 (ZOPFAN 宣言)
1976. 2	第1回ASEAN首脳会議 (バリ)	東南アジア友好協力条約 (TAC=バリ条約) 東南アジア協和宣言 (バリ・コンコード) ASEAN 事務局設立協定
1977. 8	第2回ASEAN首脳会議 (クアラルンプール)	
1978. 6	第1回日本・ASEAN外相会議 (バタヤ) ASEAN 拡大外相会議の定例化へ	
1984. 1	ブルネイ加盟 (ASEAN6 の実現)	
1987. 12	第3回ASEAN首脳会議 (マニラ)	東南アジア友好協力条約修正議定書
1992. 1	第4回ASEAN首脳会議 (シンガポール)	ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) のための 共通有効特惠関税 (CEPT) スキームに関する協定 ASEAN 事務局設立協定修正議定書
	第25回ASEAN外相会議 (マニラ)	
1994. 7	第1回ASEAN地域フォーラム (ARF) 閣僚会議 (バンコク)	
1995. 7	ベトナム加盟	
	第5回ASEAN首脳会議 (バンコク)	東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ 条約)
1996. 11	第1回非公式首脳会議 (ジャカルタ)	
1997. 7	ラオスとミャンマーが加盟	
	第2回非公式首脳会議 (クアラルンプール)	ASEAN ビジョン 2020
	第1回日本・ASEAN首脳会議 (クアラルンプール)	
	第1回ASEAN+3首脳会議 (クアラルンプール)	
1998. 7	第31回ASEAN外相会議 (マニラ)	東南アジア友好協力条約修正第二議定書
	第6回ASEAN首脳会議 (ハノイ)	ハノイ行動計画
1999. 4	カンボジア加盟 (ASEAN10 の実現)	
	第3回非公式首脳会議 (マニラ)	
	第3回ASEAN+3首脳会議 (マニラ)	東アジア協力に関する共同声明
2000. 7	第1回ASEAN+3外相会議 (バンコク)	
	第4回非公式首脳会議 (シンガポール)	
2001. 11	第7回ASEAN首脳会議 (バンドルスリプガワン)	
	第5回ASEAN+3首脳会議 (バンドルスリプガワン)	東アジア・ビジョン・グループ (EAVG) 報告書
2002. 11	第8回ASEAN首脳会議 (プノンペン)	南シナ海における関係国の行動に関する宣言
	第6回ASEAN+3首脳会議 (プノンペン)	東アジア・スタディ・グループ (EASG) 最終報告書
2003. 10	第9回ASEAN首脳会議 (バリ)	ASEAN 協和宣言II (バリ・コンコードII)
2004. 11	第10回ASEAN首脳会議 (ピエンチャン)	ピエンチャン行動計画 (VAP)
2005. 12	第11回ASEAN首脳会議 (クアラルンプール)	ASEAN 憲章の制定に関するクアラルンプール宣言
	第1回東アジアサミット (クアラルンプール)	東アジア共同体 (EACh) 構想
2007. 1	第12回ASEAN首脳会議 (セブ)	ASEAN 憲章に関する賢人会議報告書 ASEAN 憲章の青写真に関するセブ宣言
	東ティモールがTAC調印 (セブ)	
	第2回東アジアサミット (セブ)	
	第13回ASEAN首脳会議 (シンガポール)	ASEAN 憲章の調印 ASEAN 憲章に関するシンガポール宣言
	第11回ASEAN+3首脳会議 (シンガポール)	東アジア協力に関する第二共同声明
	第3回東アジアサミット (シンガポール)	
2008. 7	第41回ASEAN外相会議 (シンガポール)	

(出展) ASEAN 事務局サイトの各ページを参考にして筆者作成 (2008年7月25日現在)。

ASEAN 事務局サイト<<http://www.aseansec.org/>>

が、1997年7月に社会主義国であるラオスと軍事情権下にあるミャンマーが、1999年4月には内政状況が安定したカンボジアが加盟を果たし、東南アジア地域の10か国すべてが加盟する「ASEAN10」が実現した。2002年5月にインドネシアから分離独立した東ティモールは、2007年1月、「東南アジア友好協力条約」(TAC=バリ条約<sup>(注9)</sup>)に調印し、2012年までのASEAN加盟を目指している。

域内の経済・社会協力を主な目的として創設されたASEANにおいて、その意思決定は実質的にASEAN外相会議(ASEAN Ministerial Meeting=AMM<sup>(注10)</sup>)が担ってきた。最高意思決定機関となるASEAN首脳会議の第1回会議が開催されたのは、1976年2月のことであり(インドネシアのバリで開催)、ASEAN首脳会議が恒常的な年次会議となるのは、2001年11月の第7回ASEAN首脳会議(ブルネイのバンドルスリブガワンで開催)以降である。また、現在、インドネシアのジャカルタに置かれているASEAN事務局(ASEAN Secretariat)は、1976年2月の第1回ASEAN首脳会議においてその設置が決定され、1992年7月のASEAN外相会議においてその権限が強化されたものである。

この間、ASEANは、1971年11月の特別外相会議で「平和・自由・中立地帯宣言」(ZOPFAN宣言=クアラランプール宣言<sup>(注11)</sup>)を採択した。続いて、前述した1976年2月の第1回ASEAN首脳会議で「東南アジア友好協力条約」(TAC)及び「東南アジア協和宣言」(バリ・コンコード<sup>(注12)</sup>)を、1995年12月の第5回ASEAN首脳会議(バンコクで開催)で「東南アジア非核兵器地帯条約」(SEANWFZ条約<sup>(注13)</sup>)を採択し、加盟国間の政治的結束を進めていった。「東南アジア友好協力条約」(TAC)については、1987年12月に「東南アジア友好協力条約修正議定書」<sup>(注14)</sup>が、1998年7月には「東南アジア友好協力条約修正第二議定書」<sup>(注15)</sup>が採択され、域外諸国のTAC加入の手續が整

備された。

経済分野の地域協力については、1992年1月の第4回ASEAN首脳会議(シンガポールで開催)で、ASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area 以下「AFTA」という)構想が合意され、「ASEAN自由貿易地域(AFTA)のための共通有効特惠関税(CEPT)スキームに関する協定」<sup>(注16)</sup>が採択された。1993年1月に開始された「共通有効特惠関税」(CEPT)スキームは、15年間で、原則として域内で生産されるすべての工業製品の域内関税を0%から5%の枠内に引き下げること为目标とした。その後、市場体制移行国であるベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの4か国(以下「CLMV諸国」<sup>(注17)</sup>)という)が加盟したことで、1999年11月の第3回非公式首脳会議において、旧加盟国であるASEAN6については2010年までに、新加盟国であるCLMV諸国については2015年までに、域内関税を撤廃することが合意された。

対外関係については、ASEANは、「対話パートナー」(Dialogue Partners)との対話方式を制度化してきた<sup>(注18)</sup>。1978年6月の日本・ASEAN外相会議(タイのパタヤで開催)以降、対話パートナーが出席するASEAN拡大外相会議(ASEAN Post-Ministerial Conferences=PMC)が、ASEAN議長国で開催されるASEAN外相会議に引き続いて開催されることが定例化した。このASEAN拡大外相会議を発展させる形で、アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする政府間の対話の場としてASEAN地域フォーラム(ASEAN Regional Forum 以下「ARF」という)が発足し、1994年7月にバンコクにおいて第1回ARF閣僚会議が開催された。以降、ARF閣僚会議は、ASEAN外相会議を中心とする一連の会議として位置づけられている<sup>(注19)</sup>。

「東アジア共同体」(East Asian community =EAc<sup>(注20)</sup>)構想との関連については、1997年12月の第2回非公式首脳会議において、日本、中国、

韓国の首脳が招待され、「ASEAN+3首脳会議」が開催された。ASEAN+3首脳会議の開催は、翌年1998年12月の第6回ASEAN首脳会議（ベトナムのハノイで開催）で定例化し、2000年7月からは「ASEAN+3外相会議」の開催が定例化した。2005年12月の第11回ASEAN首脳会議（クアラルンプールで開催）の開催に際して、第1回東アジアサミット（East Asia Summit）が、「ASEAN+3」の枠組みに、オーストラリア、ニュージーランド、インドの3か国を加えて開催されるに至り、東アジア地域に「共同体」（community）を形成することが構想された。その後、東アジアサミットは、ASEAN首脳会議の開催に連動して開催されている。

このように、ASEANの拡大と深化が進む過程で、以下に述べるように、「ASEAN共同体」（ASEAN Community）の設立構想が具体化していった。

## 2 ASEANビジョン2020

ASEAN文書において「ASEAN共同体」概念が注目されたのは、前述したように、1997年12月の第2回非公式首脳会議で採択された「ASEANビジョン2020」においてである。「ASEANビジョン2020」は、①東南アジア諸国間の協調、②ダイナミックな発展のためのパートナーシップ、③思いやりのある社会（caring society）の共同体、④外向き（outward-looking）のASEANという、ASEANの2020年までの長期的展望を提示したものである。「共同体」については、③「思いやりのある社会の共同体」の中で、以下のように述べられた。

- ・我々は、東南アジア全体が、2020年までに、歴史的絆を踏まえ、自らの文化的遺産を自覚した、かつ共通の地域アイデンティティによって結び付けられたASEANの共同体（community）となることを想定する。

ここで留意すべきは、この時点では、機構や制度を指す「共同体」（Community）ではなく、コミュニティや地域社会を意味する「共同体」（community）として、その概念が使用されていたことである。「ASEANビジョン2020」を実現するために1998年12月の第6回ASEAN首脳会議で採択された「ハノイ行動計画」（1999年から2004年までの6か年計画<sup>(注21)</sup>）においても、10の課題のうち第4項目「社会開発の促進及び金融経済危機の社会的影響への対処」の中で、以下のように述べられたに過ぎなかった。

- ・高齢者及び障害者の介護のための家族及び地域社会（community）の能力を強化する。

## 3 バリ・コンコードⅡ

機構や制度としての「ASEAN共同体」（ASEAN Community）の設立が具体的に提示されたのは、2003年10月の第9回ASEAN首脳会議（バリで開催）で採択された「ASEAN協和宣言Ⅱ」（バリ・コンコードⅡ<sup>(注22)</sup>）の中においてである。「バリ・コンコードⅡ」では、以下のように「ASEAN共同体」の設立が宣言された。

- ・地域における永続的な平和、安定及び共有される繁栄を保障することを目的として、密接に結びつき、相互に補完する3つの柱、すなわち政治的及び安全保障上の協力、経済的協力並びに社会・文化的協力からなるASEAN共同体が設立されなければならない。
- ・ASEANは、加盟国及びその国民の間に、密接な、かつ相互利益的な統合を保障するために、並びに開かれた、ダイナミックな、かつ強靭性を有するASEAN共同体の実現を目的とした地域の平和、安定、安全、開発及び繁栄を促進するために、努力を継続しなければならない。

「バリ・コンコードⅡ」では、ASEAN共同体の3つの柱となる共同体として、以下の共同体が提示された。

### ① ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community=ASC)

ASEAN安全保障共同体は、地域の諸国が、民主的で調和的な環境において、相互に、そして世界全体として、平和に暮らすことを保障するために、ASEANの政治的及び安全保障上の協力を高い水準に導くものとして構想される。

### ② ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community=AEC)

ASEAN経済共同体は、安定した、繁栄した、かつ高度の競争力を有するASEAN経済地域を創造するために、「ASEANビジョン2020」で概説された経済的統合の最終目標の具現化となるものである。

### ③ ASEAN 社会・文化共同体 (ASEAN Socio-Cultural Community=ASCC)

ASEAN社会・文化共同体は、「ASEANビジョン2020」で設定された目標と調和しながら、思いやりのある社会の共同体 (community) としてのパートナーシップにおいて結び付けられる東南アジアを構想する。

## 4 ビエンチャン行動計画

「バリ・コンコードII」で宣言されたASEAN共同体の設立の行程を具体化する目的で、また「ASEANビジョン2020」の第1次中期計画である「ハノイ行動計画」(1999年～2004年)を引き継ぐ第2次中期計画(2005年～2010年)として、2004年11月の第10回ASEAN首脳会議(ラオスのビエンチャン<sup>(注23)</sup>で開催)で、「ビエンチャン行動計画」(VAP)が採択された。「ビエンチャン行動計画」では、ASEAN共同体の3つの柱となる各共同体のテーマ、戦略的要点並びにプログラム領域及び手続が整理された。さらに、開発格差の縮小のための目標及び戦略として、「開発協力を通じ、共に前進する」ことが宣言された。後

者については、経済発展先行国であるASEAN6諸国と新規加盟国であるCLMV諸国との間の開発格差を是正することが目的とされた。「ビエンチャン行動計画」で整理された3つの共同体の設立構想の概要は、以下のとおりである。

### ① ASEAN 安全保障共同体

ASEAN安全保障共同体のテーマは、包括的な政治的及び安全保障上の協力を通じた地域の平和、安定、民主主義及び繁栄を強化することとした。戦略的要点として、以下の5項目が提示された。

- ・政治制度、人権、自由な情報の流れ、法の支配、司法制度、法制インフラ及びグッド・ガバナンス等の「政治的發展」
- ・ASEAN憲章制定の準備、東南アジア友好協力条約(TAC)加入の奨励、核保有国の東南アジア非核兵器地帯(SEANWFZ)条約議定書への調印等の「規範の形成及び共有」
- ・軍事関係者の交流、ARFプロセスの強化、国際犯罪との闘い等の「紛争予防」
- ・国内の平和維持センターの活用、共同紛争管理への取組み等の「紛争解決」
- ・人道的支援、人的資源開発等の「紛争後の平和構築」

### ② ASEAN 経済共同体

ASEAN経済共同体のテーマは、より密接な経済統合を通じた経済成長及び開発のための競争を強化することとした。戦略的要点については、まず、「統合のための初期優先11部門」として、農業関連生産物、自動車、電子機器、水産物、ゴム関連生産物、繊維製品・衣服、木材関連生産物、航空業、e-ASEAN、医療、観光が掲げられ、また、投資の自由化、円滑化及び促進を通じて「ASEAN投資地域」(ASEAN Investment Area=AIA)を推進することが提起された。この他に、商品取引、サービス取引、財政協力、輸送、テレコミュニケーション・IT、科学・技術、エ

エネルギー、食糧・農業・森林部門、制度の強化、対話パートナーとの経済関係について言及している。

### ③ ASEAN 社会・文化共同体

ASEAN社会・文化共同体のテーマは、調和のある、かつ人間中心のASEANにおける持続可能な開発のために、人間、文化及び自然資源を整備することとした。戦略的要点として、以下の4項目が提示された。

- ・ 貧困の軽減、教育、児童・女性・高齢者・障害者への支援、社会福祉等を重視する「思いやりのある社会の共同体（community）の建設」
- ・ 人的資源開発、労働市場・人的資源指標の監視等による「経済統合の社会的影響の管理」
- ・ 環境管理、自然資源管理による「環境の持続可能性の促進」
- ・ ASEAN意識及び地域アイデンティティの促進、文化遺産の保存及び促進並びに地域の文明、文化及び宗教の理解の促進等を通じた「ASEANアイデンティティの促進」

## 5 ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言

「ピエンチャン行動計画」でASEAN共同体の3つの柱の構想が具体化された後、2005年12月の第11回ASEAN首脳会議（クアラルンプールで開催）において、「ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言<sup>(注25)</sup>」が採択された。同宣言で確認されたASEAN憲章に含まれることになる諸原則は、以下のとおりであった。

- ・ すべてのASEAN加盟国の利益のための共同体（community）の利益の促進
- ・ ASEANの主要な原動力の維持
- ・ 加盟国間の開発格差の縮小
- ・ 各種のASEAN文書に含まれる一連の共通の社会・文化的及び政治的価値並びに共有される規範の固守

- ・ 思いやりのある社会の共同体（community）を育成し、共通の地域アイデンティティを促進することの継続
- ・ ASEANの諸協定を順守した効果的な実行
- ・ 民主主義、人権及び人間の義務、透明性並びにグッド・ガバナンス及び民主的制度の強化の促進
- ・ 公正で、民主的な、かつ調和的な環境において、相互に、かつ世界全体で、地域の諸国の平和な暮らしの保障
- ・ 平等、相互尊重及びコンセンサスに基づく意思決定
- ・ ASEAN の域内経済統合及び世界経済との結び付きを深め、拡大するための ASEAN の競争力の強化への取組み
- ・ 地域の結束及び協力の促進
- ・ すべての国の独立、主権、平等、領土の保全及びナショナル・アイデンティティの相互尊重
- ・ 核兵器及びその他の大量破壊兵器の放棄、並びに軍拡競争の回避
- ・ 武力の行使及び武力行使の威嚇の放棄、すなわち、侵略をしないこと、及び論争又は紛争の解決のために平和的手段のみに依存すること
- ・ ASEANとその友人及びパートナーとの間の利益関係の強化
- ・ ASEANの対外関係及び協力活動において、いずれの加盟国に対しても差別を行わないことの支持
- ・ 国家間の友好関係及び協力に関する国際法の原則の順守
- ・ 外部からの干渉、破壊又は強制を受けないよう、国の存在を導くすべての国の権利及び相互の国内問題に干渉しないこと

同宣言では、以下のように、ASEAN憲章の指針及び本質を提言する権能を有する「賢人会議」（Eminent Persons Group=EPG）の設置が合意<sup>(注26)</sup>された。

・ASEAN加盟国の高名で広く尊敬されている市民から構成され、バリ・コンコードIIで構想されたASEAN共同体に関連する、及びそれに加えて、限定されるものではないが、この宣言に含まれる原則、価値及び目的を考慮に入れたASEAN憲章の指針及び本質に関する政治的提言を検討し提出する権能を有する賢人会議（EPG）を設置する。

## II 賢人会議報告書

2007年1月13日、フィリピンのセブで開催された第12回ASEAN首脳会議において、「ASEAN憲章に関する賢人会議報告書」（以下「EPG報告書」という）が提出された。EPG報告書は、第1部「戦略上の実績評価」、第2部「新しいASEANに向けて」、第3部「ASEAN憲章に盛り込むべき提言」の3部構成となっている。このうち第3部（以下「EPG提言」という）は、前文、14の章、結論及び5つの付属文書からなるASEAN憲章のたたき台となるものである<sup>(注27)</sup>。以下で、EPG提言のうち、①目的・原則、②組織構造、③意思決定過程に関する規定を紹介する。その後で④として、EPG報告書の提出を受けて同日に採択された「ASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言」<sup>(注28)</sup>の概要を紹介する。

### 1 目的・原則

ASEANの目的として列挙されたのは、以下の18項目である。これらは、ASEANが再確認し成文化してきたASEAN設立宣言（1967年）、平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）宣言（1971年）、ASEAN協和宣言（1976年）、東南アジア友好協力条約（TAC）（1976年）、東南アジア非核兵器地帯（SEANWFZ）条約（1995年）、ASEANビジョン2020（1997年）及びバリ・コンコードII（2003年）等の宣言、協定、協約及び条約に含

まれているものである（第1章）。

- ① 平和、安全、安定、民主主義、グッド・ガバナンス及び公平に共有された繁栄の強化
- ② ASEANの政治的及び安全保障上の協力の強化
- ③ ASEANの中心性（centrality）及び積極的な役割の維持
- ④ 地域内における長年の紛争の解決
- ⑤ テロリズム、海賊、密輸及び人身売買等の非伝統的脅威に対する地域協力及び相互支援の強化
- ⑥ 平等な経済成長をとまなう、商品、サービス、投資、熟練労働力及び資本の自由な流入を基盤とする単一の市場（Single Market）の実現
- ⑦ 経済政策の協調を通じた地域内の経済成長及び財政的安定の促進
- ⑧ ヒト及びモノの円滑な移動による経済連携及び地域連結性の促進
- ⑨ 有給雇用の提供による持続可能な開発及び貧困の軽減の保障
- ⑩ 二国間、地域的及び国際的な協力を通じた加盟国間における開発格差の縮小
- ⑪ 生産的労働における移民労働者の全潜在能力及び効果的参加の促進
- ⑫ ASEAN議員会議（AIPA）<sup>(注29)</sup>、市民社会組織、学術組織、民間ビジネス部門及び非政府組織等への参加を通じた人間中心組織（people-centered Organisation）としてのASEANの育成
- ⑬ ASEANの多様な文化遺産の積極的な開拓、並びに共通のASEANアイデンティティの強化
- ⑭ 汚染、生物多様性の保全、海洋環境、水産・森林資源の管理及び鉱物資源の開発等に関連する環境の持続可能性の創造、維持及び強化
- ⑮ 地域の人的資源の技術を向上させる科学技術の文化の促進及び発展
- ⑯ 社会の基礎的単位としての強い家族がその

構成員、とりわけ児童、青年、女性及び高齢者を世話する権限を与えられる、1 つの、思いやりのある、かつ共有の共同体 (community) の建設

- ⑰ 加盟国間の、及び域外のパートナーとの間の平和的協力を促進する条件の整備
- ⑱ 上記の目的を推進するための効果的な地域機関 (regional institutions) の設立

ASEANの原則としては、これまでにASEANが再確認し成文化してきた宣言、協定、協約及び条約に含まれる基本的原則とは別に、以下の23項目の原則を採用することが提言された (第2章)。

- ① 加盟国の独立、主権、平等、領土の保全及びナショナル・アイデンティティの相互の尊重
- ② 外部からの干渉、破壊活動及び強制の排除
- ③ 人種、信条、ジェンダー又はエスニシティによる差別のない人権及び基本的自由の保護及び促進
- ④ 侵略並びに武力の威嚇又は行使の放棄
- ⑤ 国際連合憲章並びに加盟国が署名したその他の国際上の条約、合意及び協定の原則の順守
- ⑥ 国際人権法及び国際法の原則の促進及び支持
- ⑦ 域内の紛争解決における平和的プロセスに対する信頼
- ⑧ 非合法的及び非民主的な政権交代の拒絶
- ⑨ 他の加盟国の成長に悪影響を及ぼす政策及び手段の禁止
- ⑩ 他の加盟国の主権、領土の保全又は政治的及び経済的安定に対し脅威となる活動への参加の禁止
- ⑪ 戦争の手段としてのジェノサイド、民族浄化、拷問及びレイプ、並びにジェンダー、人種、宗教又はエスニシティによる差別の禁止
- ⑫ ASEAN の責任及び義務の誠実な達成及び実行

- ⑬ 非核兵器地帯及びその他の大量破壊兵器のない地域としての東南アジアの保全
- ⑭ 開放的で外向きの ASEAN 経済共同体の建設を通じた ASEAN の集団的な経済力の実現
- ⑮ 「汝の隣人を繁栄させよ」 (prosper thy neighbour) <sup>(註30)</sup> 政策を通じた地域の連帯
- ⑯ 社会・経済の利益のための加盟国間の協調及び協力
- ⑰ ASEAN の相補性を広げるための国内及び地域の開発計画における協調行動
- ⑱ 自然災害又は経済危機の際の積極的な相互支援
- ⑲ 密接な、かつ協調的な共同体 (community) における多様性の中の統一及びナショナル・アイデンティティの維持
- ⑳ 民主主義の発展、グッド・ガバナンスの促進並びに人権及び法の支配の支持
- ㉑ 友好的で、敵対しない、外向きの ASEAN 共同体
- ㉒ ASEAN の対外関係及び協力活動における加盟国間の非差別
- ㉓ 国際社会における責任ある一員としての ASEAN 共同体

## 2 組織構造

組織構造については、主要機関として、ASEAN 評議会 (ASEAN Council)、ASEAN 共同体評議会 (the Councils of the ASEAN Community)、ASEAN 事務総長 (Secretary-General of ASEAN) の3機関が、その他の機関として、ASEAN 委員会 (ASEAN Committees)、ASEAN 事務局 (ASEAN Secretariat)、ASEAN 常駐代表 (ASEAN Permanent Representatives)、ASEAN 国内事務局 (ASEAN National Secretariats)、ASEAN 非加盟国・国際組織における ASEAN 委員会 (ASEAN Committees in non-ASEAN Countries and International Organisations)、ASEAN 基金 (ASEAN



Foundation)、ASEAN局 (ASEAN Institute) の7機関、計10機関の設置が提言された(第4章)。以下に、主要機関とされた3機関の概要を記す。

#### (1) ASEAN 評議会

ASEAN評議会は、ASEAN首脳会議と称されていた加盟国の国家元首又は政府の長から構成される会議を改称するものであるとともに、EPG提言は、同評議会をASEANの最高政策決定機関 (supreme policy-making body) として位置づけた。ASEAN評議会は、年2回、ASEAN議長国によって開催される。提言された同評議会の主な任務及び権限は、以下のとおりであった。

- ・ ASEAN憲章並びにASEANの宣言、協定、協約、条約及びその他の文書に関係するすべての案件に対する指針及び政策の決定
- ・ 新たなASEAN閣僚級組織 (ASEAN Ministerial bodies) の設立の許可、並びにASEAN事務総長及び事務次長の任命
- ・ ASEAN議員会議 (AIPA) 並びに民間ビジネス部門、市民社会組織、人権団体及びその他の利害関係者との間の定期的な協議

#### (2) ASEAN 共同体評議会

ASEAN共同体評議会は、ASEAN安全保障共同体評議会 (the Council of the ASEAN Security Community)、ASEAN経済共同体評議会 (the Council of the ASEAN Economic Community)、ASEAN社会・文化共同体評議会 (the Council of the ASEAN Socio-Cultural Community) の3評議会から構成される。現存するすべての閣僚級組織 (ASEAN外相会議、ASEAN経済閣僚会議等) の権能は継続されるものの、閣僚級組織は、上記の3評議会の中で各責任領域において最も関係のある1評議会に対して報告を行う義務を有するとされた。

閣僚級会議であるASEAN安全保障共同体評議会は、政治的、安全保障上及び法的な問題、並びに対外関係に関係する案件について、自らの決

定を実行し、首脳会議であるASEAN評議会に対して政策提言を提出する。

閣僚級会議であるASEAN経済共同体評議会は、経済的及び財政的な問題に関係する案件について、自らの決定を実行し、首脳会議であるASEAN評議会に対して政策提言を提出する。

閣僚級会議であるASEAN社会・文化共同体評議会は、社会・文化的及び機能的な問題に関係する案件について、自らの決定を実行し、首脳会議であるASEAN評議会に対して政策提言を提出する。

#### (3) ASEAN 事務総長

ASEAN事務総長は、首脳会議であるASEAN評議会によって全会一致で任命される。ASEAN事務総長は加盟国の持ち回り制で選出され、任期は再任のない5年とし、また大臣級の地位が与えられるとされた。ASEAN事務総長は、ASEANの最高総務責任者となる。

ASEAN事務総長は、次官級の地位を有する4名の事務次長に補佐される。4名の事務次長のうちの3名はASEAN共同体の3つの柱をそれぞれ担当し、その他の1名は対外関係、予算及び運営業務を担当する。事務次長の任期は4年とされ、1期4年の再任が認められる。

### 3 意思決定過程

ASEAN憲章では、より効果的な意思決定過程を制度化すべきであるとし、以下のことが提言された (第5章)。

- ・ 原則として、特に安全保障及び外交政策に関するセンシティブな領域においては、協議及びコンセンサスに基づく意思決定を行う。
- ・ その他の領域においては、コンセンサスが得られなかった場合、単純多数決又は3分の2若しくは4分の3多数決による表決により決定が下される。
- ・ 首脳会議であるASEAN評議会は、単純多数決

又は3分の2若しくは4分の3多数決の手続規則を規定する。

- ・特定のASEAN協力に関する案件又は計画については、「ASEANマイナスX」方式又は「2プラスX」（任意の2か国とそれ以外の国）方式という柔軟な参加方式が適用される。この方式は、関係するASEAN共同体評議会によって決定される。
- ・加盟国の権利及び特権の一時停止に関する決定については、当該国又は当該諸国の参加によらない全会一致で行われる。

#### 4 ASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言

「ASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言」では、EPG報告書を支持し、ASEAN憲章の起草作業を行う高級作業部会（High Level Task Force）を設置することが合意された。同宣言で合意された3項目は、以下のとおりである。

- ① 将来の課題及び機会にASEANが対応できるように、ASEANの40年間における最高の業績として、ASEAN憲章を制定することを約束する。
- ② ASEAN憲章は、ASEANに対して法人格を与えるとともに、強化された制度的枠組を提供することによって、1つのASEAN共同体を実現することにおいて確固たる基盤としての役目を果たすという信念をあらためて表明する。
- ③ ASEAN憲章に関するEPG報告書を支持し、2007年11月にシンガポールで開催される第13回ASEAN首脳会議までに完成させるために、高級作業部会が、EPG提言とともに、第11回及び第12回のASEAN首脳会議において与えられた方向性並びに関連するASEAN文書に基づいたASEAN憲章の起草作業を開始することに合意する。

### III ASEAN憲章の概要

2007年11月20日、シンガポールで開催された第13回ASEAN首脳会議において、「ASEAN憲章」が調印された。同憲章は、前文、13章55か条及び4つの付属文書からなる。前文において、ピエンチャン行動計画（2004年）、ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言（2005年）、ASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言（2007年）等の経緯を踏まえ、ASEAN共同体の設立に向けて、ASEANの法的及び制度的な枠組みを構築することが、同憲章によって合意されたとしている。

以下で、同憲章における①目的・原則、②組織構造、③意思決定過程、④紛争解決メカニズム、⑤対外関係、⑥その他の規定について紹介する。

#### 1 目的・原則

ASEANの目的として、民主主義、グッド・ガバナンス及び法の支配を強化し、持続可能な開発を促進し、平和で安全な環境の中で、人間本位のASEANを促進するとともに、地域の強靱性の強化や、地域におけるASEANの中心性の維持を重視することが謳われた。目的として掲げられた15の項目の概要は、以下のとおりである（第1条）。

- ① 平和、安全及び安定の維持及び強化
- ② 政治的、安全保障上、経済的及び社会・文化的な協力の促進による地域の強靱性（resilience）の強化
- ③ 非核兵器地帯及び大量破壊兵器のない東南アジアの保全
- ④ 公正で、民主的かつ調和のとれた環境の中での平和な暮らし
- ⑤ 経済統合された単一の市場及び生活拠点の創設
- ⑥ 貧困の軽減及び開発格差の縮小
- ⑦ 民主主義、グッド・ガバナンス及び法の支配の強化

- ⑧ 国境を越える犯罪に対する効果的な対処
- ⑨ 持続可能な開発の促進
- ⑩ 人的資源の開発
- ⑪ 福利及び暮らしの向上
- ⑫ 安全で、安心できる、かつ麻薬のない環境の建設
- ⑬ 人間本位 (people-oriented) の ASEAN の促進
- ⑭ ASEAN アイデンティティの促進
- ⑮ ASEAN の中心性 (centrality) 及び積極的な役割の維持

ASEANの原則としては、国内問題に対する内政不干涉原則を明記し、加盟国の独立、主権、平等、領土の保全及びナショナル・アイデンティティ並びに多様性の中の統一の精神を尊重することを再確認する一方で、紛争の平和的解決、法の支配、グッド・ガバナンス、民主主義の原則等を強化するとともに、ASEANルールに基づく体制を維持することが謳われた。原則として掲げられた14の項目の概要は、以下のとおりである (第2条)。

- ① 加盟国の独立、主権、平等、領土の保全及びナショナル・アイデンティティの尊重
- ② 地域の平和、安全保障及び繁栄の強化
- ③ 侵略、及び武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- ④ 紛争の平和的解決に対する信頼
- ⑤ 国内問題に対する内政不干涉
- ⑥ 外部からの干渉、破壊活動及び強制の排除
- ⑦ 共通の利益に影響を与える事態に関する協議の強化
- ⑧ 法の支配、グッド・ガバナンス、民主主義の原則及び立憲政治の支持
- ⑨ 基本的自由及び人権の保護及び促進
- ⑩ 国際連合憲章、国際法及び国際人権法の支持
- ⑪ 主権及び領土の保全を脅かす活動への不参加

- ⑫ 多様性の中の統一の精神の重視、並びに異なる文化、言語及び宗教の尊重
- ⑬ 外向的、包括的かつ非差別的な対外関係における ASEAN の中心性
- ⑭ 多角的貿易ルール及び ASEAN ルールに基づく体制 (regimes) の固守

ASEANの法人格 (legal personality) については、「1つの政府間組織であるASEANは、ここに法人格を与えられる」(第3条)、ASEANのモットーについては、「1つのビジョン、1つのアイデンティティ、1つの共同体」(第36条)、ASEAN アイデンティティについては、「ASEANは、共有の運命、目標及び価値を達成するために、域内の人々の間にある共通のASEANアイデンティティ及び1つの帰属意識を促進しなければならない」(第35条)と、それぞれ簡潔に規定されるに留まっている。

## 2 組織構造

### (1) ASEAN 首脳会議 (ASEAN Summit)

加盟国の国家元首又は政府の長から構成されるASEAN首脳会議がASEANの最高政策決定機関 (supreme policy-making body) となる (第7条)。ASEAN首脳会議は、年2回、ASEAN議長国によって開催される。EPG提言では、ASEAN評議会と称されていたが、現行のASEAN首脳会議の名称が引き継がれることになった。ASEAN首脳会議の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ ASEAN調整評議会、ASEAN共同体評議会及びASEAN部門別閣僚組織によって付託された案件の審議及び決定
- ・ 意思決定及び紛争解決に関して付託された案件の決定
- ・ ASEAN 外相会議の提言に基づく大臣 (Minister) 級のASEAN事務総長の任命

(2) ASEAN 調整評議会 (ASEAN Coordinating Council)

ASEANの外相から構成されるASEAN調整評議会が年2回以上開催される(第8条)。EPG提言では、同評議会の設置については提言されていなかったが、ASEAN首脳会議とASEAN共同体評議会との間の政策調整を主な目的として設置されるに至った。ASEAN調整評議会の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ASEAN首脳会議の準備
- ・ASEAN首脳会議の協定及び決定の実施の調整
- ・ASEAN共同体評議会の報告の調整
- ・ASEAN事務総長の年次報告の検討

(3) ASEAN 共同体評議会 (ASEAN Community Councils)

ASEAN 共同体評議会は、ASEAN 政治・安全保障共同体評議会 (ASEAN Political-Security Community Council)、ASEAN 経済共同体評議会 (ASEAN Economic Community Council)、ASEAN 社会・文化共同体評議会 (ASEAN Socio-Cultural Community Council) から構成される(第9条)。それぞれの評議会は、ASEAN 議長国の閣僚が議長を務め、年2回以上開催される。EPG 提言では、ASEAN 安全保障共同体評議会と称されていた評議会が、ASEAN 政治・安全保障共同体評議会と称せられることとなった。各評議会は、その権限の下に、ASEAN 部門別閣僚組織を置く。ASEAN 共同体評議会の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ASEAN首脳会議に関連する決定の実施の保障
- ・ASEAN首脳会議に対する報告及び提言の提出

(4) ASEAN 部門別閣僚組織 (ASEAN Sectoral Ministerial Bodies)

ASEAN憲章の付属文書1(表1参照)で記載されたASEAN部門別閣僚組織は、以下の組織から構成される(第10条)。

① ASEAN 政治・安全保障共同体評議会

ASEAN 外相会議 (AMM)、東南アジア非核兵器地帯委員会 (SEANWFZ Commission)、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の6組織、ASEAN 高級事務レベル会合 (ASEAN SOM)、ASEAN 常任委員会 (ASC) 等の10下部組織

② ASEAN 経済共同体評議会

ASEAN 経済閣僚会議 (AEM)、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 評議会、ASEAN メコン流域開発協力運営委員会 (AMBDC SC) 等の14組織、ASEAN 経済統合に関する高級作業部会 (HLTF-EL)、経済に関する高級事務レベル会合 (SEOM) 等の15下部組織

③ ASEAN 社会・文化共同体評議会

ASEAN 情報担当相 (AMRI)、ASEAN 文化・芸術担当相 (AMCA)、ASEAN 越境煙霧協定締結国会議 (COP) 等の17組織、教育に関する高級事務レベル会合 (SOM-ED)、労働に関する高級事務レベル会合 (SLOM) 等の12下部組織

付属文書1に記載されるASEAN部門別閣僚組織は、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN事務総長によって更新される。各ASEAN部門別閣僚組織の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・それぞれの権限の下でのASEAN首脳会議の協定及び決定の実施
- ・ASEAN統合及び共同体建設における分野間の協力
- ・上位の共同体評議会に対する報告及び提言の提出

(5) ASEAN 事務総長 (Secretary-General of ASEAN)

表1 ASEAN 部門別閣僚組織

ASEAN 政治・安全保障共同体	
① ASEAN 外相会議 (AMM) ・ ASEAN 高級事務レベル会合 (ASEAN SOM) ・ ASEAN 常任委員会 (ASC) ・ 開発計画に関する高級事務レベル会合 (SOMDP) ② 東南アジア非核兵器地帯委員会 (SEANWFZ Commission) ・ SEANWFZ 委員会行政委員会 ③ ASEAN 国防相会議 (ADMM) ・ ASEAN 国防に関する高級事務レベル会合 (ADSOM) ④ ASEAN 法相会議 (ALAWMM) ・ ASEAN 法律に関する高級事務レベル会合 (ASLOM) ⑤ ASEAN 国際犯罪担当閣僚級会議 (AMMTC) ・ 国際犯罪に関する高級事務レベル会合 (SOMTC) ・ ASEAN 薬物問題担当上級職員 (ASOD) ・ 外相会議移民局長官・領事部長 (DGICM) ⑥ ASEAN 地域フォーラム (ARF) ・ ASEAN 地域フォーラム高級事務レベル会合 (ARF SOM)	⑪ ASEAN 観光相会議 (M-ATM) ・ ASEAN 国家観光機関会議 (ASEAN NTOs) ⑫ ASEAN メコン流域開発協力 (AMBDC) ・ ASEAN メコン流域開発協力運営委員会 (AMBDC SC) ・ 上級財務委員会 (HLFC) ⑬ ASEAN エネルギー・センター ⑭ ASEAN・日本センター (東京)
ASEAN 経済共同体	ASEAN 社会・文化共同体
① ASEAN 経済閣僚会議 (AEM) ・ ASEAN 経済統合に関する高級作業部会 (HLTF-EL) ・ 経済に関する高級事務レベル会合 (SEOM) ② ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) 評議会 ③ ASEAN 投資地域 (AIA) 評議会 ④ ASEAN 財務相会議 (AFMM) ・ ASEAN 財務・中央銀行次官級会議 (AFDM) ・ ASEAN 関税局長・長官会議 (Custom DG) ⑤ ASEAN 農林相会議 (AMAF) ・ ASEAN 農林相高級事務レベル会合 (SOM-AMAF) ・ ASEAN 林業担当上級職員 (ASOF) ⑥ ASEAN エネルギー相会議 (AMEM) ・ エネルギーに関する高級事務レベル会合 (SOME) ⑦ ASEAN 鉱物担当閣僚級会議 (AMMin) ・ ASEAN 鉱物に関する高級事務レベル会合 (ASOMM) ⑧ ASEAN 科学・技術担当閣僚級会議 (AMMST) ・ 科学・技術委員会 (COST) ⑨ ASEAN 通信・情報技術相会議 (TELMIN) ・ 通信・情報技術に関する高級事務レベル会合 (TELSOM) ・ ASEAN 通信監理評議会 (ATRC) ⑩ ASEAN 運輸相会議 (ATM) ・ 運輸に関する高級事務レベル会合 (STOM)	① ASEAN 情報担当相 (AMRI) ・ 情報に関する高級事務レベル会合 (SOMRI) ② ASEAN 文化・芸術担当相 (AMCA) ・ 文化・芸術に関する高級事務レベル会合 (SOMCA) ③ ASEAN 教育相会議 (ASED) ・ 教育に関する高級事務レベル会合 (SOM-ED) ④ ASEAN 災害管理担当閣僚級会議 (AMMDM) ・ ASEAN 災害管理委員会 (ACDM) ⑤ ASEAN 環境担当閣僚級会議 (AMME) ・ ASEAN 環境担当上級職員 (ASOEN) ⑥ ASEAN 越境煙霧協定締結国会議 (COP) ・ ASEAN 越境煙霧協定の COP に基づく委員会 (COM) ⑦ ASEAN 保健相会議 (AHMM) ・ 健康開発に関する高級事務レベル会合 (SOMHD) ⑧ ASEAN 労相会議 (ALMM) ・ 労働に関する高級事務レベル会合 (SLOM) ・ 移民労働者の権利の保護・促進に関する ASEAN 宣言の 実行に関する ASEAN 委員会 ⑨ ASEAN 農村開発・貧困撲滅担当相 (AMRDPE) ・ 農村開発・貧困撲滅に関する高級事務レベル会合 (SOMRDPE) ⑩ ASEAN 社会福祉・開発担当閣僚級会議 (AMMSWD) ・ 社会福祉・開発に関する高級事務レベル会合 (SOMSWD) ⑪ ASEAN 青少年担当閣僚級会議 (AMMY) ・ 青少年に関する高級事務レベル会合 (SOMY) ⑫ 公務員問題に関する ASEAN 会議 (ACCSM) ⑬ ASEAN 生物多様性センター (ACB) ⑭ ASEAN 災害管理人道支援調整センター (AHA Centre) ⑮ ASEAN 地震情報センター ⑯ ASEAN 専門気象センター ⑰ ASEAN 大学ネットワーク

(出典) “Annex 1, ASEAN SECTRAL MINISTERIAL BODIES,” *THE ASEAN CHARTER*, ASEAN Secretariat, 2008.1, ASEAN 事務局サイト<<http://www.aseansec.org/ASEAN-Charter.pdf>>から作成。

ASEAN事務総長は、国名のアルファベット順に従い加盟国の中から選出され、ASEAN首脳会議で任命される（第11条）。任期は、再任のない5年とする。ASEAN事務総長の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ ASEANの最高総務責任者となること
- ・ ASEANの協定及び決定の実施及び進捗の監視
- ・ ASEAN首脳会議に対する年次作業報告の提出
- ・ ASEAN首脳会議、ASEAN共同体評議会、ASEAN調整評議会、ASEAN部門別閣僚組織及びその他の関連するASEAN会議への出席
- ・ ASEANの見解を代表すること、及び外部関係者との会議への出席

(6) ASEAN 事務局 (ASEAN Secretariat)

ASEAN事務局は、事務総長及び事務局職員から構成される（第11条）。事務総長は、次官 (Deputy Minister) 級の4名の事務次長 (Deputy Secretary-General) に補佐される。事務次長は、事務総長とは異なる加盟国の中から選出される。うち2名の事務次長は、国名のアルファベット順に従い、再任のない3年の任期を有する。他の2名の事務次長は、功績に基づき、1度の任期の更新が認められる。事務次長の任命及び罷免は、事務総長の提案に基づき、ASEAN調整評議会が承認する（第8条）。

(7) 常駐代表委員会 (Committee of Permanent Representatives)

各加盟国は、インドネシアのジャカルタに拠点を置く大使 (Ambassador) 級の常駐代表を任命し、常駐代表は、常駐代表委員会を共同で構成する（第12条）。常駐代表委員会の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ ASEAN 共同体評議会及び ASEAN 部門別閣僚組織の作業の支援

- ・ ASEAN 国内事務局と ASEAN 部門別閣僚組織との調整
- ・ ASEAN 事務総長及び ASEAN 事務局との連携
- ・ 域外パートナーとの協力の促進

(8) ASEAN 国内事務局 (ASEAN National Secretariats)

各加盟国は、国内にASEAN国内事務局を設置する（第13条）。ASEAN国内事務局の主な任務及び権限は、以下のとおりである。

- ・ 国レベルにおけるASEAN情報の保管
- ・ 国レベルにおけるASEANの決定の実施の調整
- ・ 国レベルにおけるASEANアイデンティティの促進
- ・ ASEANの共同体 (community) 建設に対する貢献

(9) ASEAN の人権機構 (ASEAN human rights body)

ASEANの人権機構の設立に関しては、以下のよう規定されるに留まった（第14条）。

- ・ 人権及び基本的自由の促進及び保護に関するASEAN 憲章の目的に従い、ASEAN は、ASEAN の人権機構を設立する。
- ・ ASEAN の人権機構は、ASEAN 外相会議によって決定された付託条項に従い活動する。

(10) ASEAN 基金 (ASEAN Foundation)

ASEAN基金は、ASEANの共同体 (community) 建設を支援し、関連するASEAN組織と協力する（第15条）。ASEAN基金は、ASEAN事務総長に対して責任を有する。

(11) ASEAN 関連団体 (entities associated with ASEAN)

ASEANは、ASEAN憲章の目的及び原則を支

表2 ASEAN 関連団体

<b>議 会</b>	ASEAN 飛行クラブ連盟 (AFFC)
ASEAN 議員会議 (AIPA)	ASEAN 運送業協会連盟 (AFFA)
<b>ビジネス組織</b>	ASEAN 心臓病支援基金連盟 (AFHF)
ASEAN 航空会社会議	ASEAN 土地測量・写真測量連盟 (ASEAN FLAG)
ASEAN 健康補助食品協会連盟 (AAHSA)	ASEAN 鉱業協会連盟 (AFMA)
ASEAN 自動車連盟 (AAF)	ASEAN 漁業連盟 (AFF)
ASEAN 銀行協会 (ABA)	ASEAN フットボール連盟 (AFF)
ASEAN ビジネス諮問委員会 (ASEAN-BAC)	ASEAN 林産業クラブ (AFPIC)
ASEAN ビジネス・フォーラム (ABF)	ASEAN 林業研究者協会 (AFSA)
ASEAN 商業・工業室 (ASEAN-CCI)	ASEAN 手工芸促進・開発協会 (AHPADA)
ASEAN 化学工業協会	ASEAN カイト協会 (AKC)
ASEAN 繊維工業連盟 (AFTEX)	ASEAN 法律協会 (ALA)
ASEAN 家具製造業協会 (AFIC)	ASEAN 法学生協会 (ALSA)
ASEAN 保険協会 (AIC)	ASEAN 音楽産業協会 (AMIA)
ASEAN 知的財産協会 (ASEAN IPA)	ASEAN 脳神経外科協会 (ANS)
ASEAN 国際空港協会 (AAA)	ASEAN 高齢者 NGO 連合
ASEAN 鉄鋼業連盟	ASEAN 薬物乱用防止非政府組織
ASEAN 製菓クラブ	ASEAN 油脂化学製品グループ (AOMG)
ASEAN 観光協会 (ASEANTA)	ASEAN 整形外科協会 (AOA)
ASEAN 経済協会連盟 (FAEA)	ASEAN 小児科連盟 (APF)
ASEAN 荷主協会連盟	ASEAN 障害者スポーツ連盟 (APSF)
米国・ASEAN ビジネス協会	ASEAN 港協会 (APA)
<b>シンクタンク・学術機関</b>	ASEAN サラセミア協会 (ATS)
ASEAN-ISIS (国際科学情報サービス) ネットワーク	ASEAN 鑑定人協会 (AVA)
<b>公認市民社会組織</b>	ASEAN 植物油クラブ (AVOC)
ASEAN 科学・工学・技術学会 (ASEAN CASE)	アジアの農村の人的資源開発のための アジア・パートナーシップ (AsiaDHRRA)
ASEAN 工学・技術学会 (AAET)	ASEAN 青少年協力委員会 (CAYC)
ASEAN 臨床検査科学協会 (AACLS)	ASEAN コンサルタント技術者連盟 (FACE)
ASEAN 計画・住宅協会 (AAPH)	ASEAN パブリック・リレーション組織連盟 (FAPRO)
ASEAN 放射線技師協会 (AAR)	ASEAN 船主協会連盟 (FASA)
ASEAN チェス連盟 (ACC)	東南アジア諸国委員会医師会 (MASEAN)
ASEAN 雇用主連盟 (ACE)	ASEAN リウマチ協会 (RAA)
ASEAN 女性団体連盟 (ACWO)	共同体・教育のための東南アジア地域機関 (SEARICE)
ASEAN 建設業連盟 (ACF)	東南アジア研究地域間交換計画 (SEASREP) 基金
ASEAN 化粧品業協会 (ACA)	ASEAN 諸国退役軍人会議 (VECONAC)
ASEAN 元日本留学生協会 (ASCOJA)	<b>ASEAN におけるその他の利害関係組織</b>
ASEAN 教員協会 (ACT)	ASEAN 警察長官会議 (ASEANPOL)
ASEAN 精神保健連盟 (AFPMH)	ASEAN 食糧科学技術機関連盟 (FIFSTA)
ASEAN 会計士連盟 (AFA)	東南アジア漁業開発センター (SEAFDEC)
ASEAN 電気工業連盟 (AFEEC)	ASEAN 人権メカニズムに関する作業部会
ASEAN 技術組織連盟 (AFEO)	

(出典) “Annex 2, ENTITIES ASSOCIATED WITH ASEAN,” *THE ASEAN CHARTER*, ASEAN Secretariat, 2008.1, ASEAN 事務局サイト<<http://www.aseansec.org/ASEAN-Charter.pdf>>から作成。

援する諸団体と協働することができる。ASEAN憲章の付属文書2（表2参照）で記載されたASEAN関連団体は、以下の組織から構成される（第16条）。付属文書2に記載されるASEAN関連団体は、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN事務総長によって更新される。

① 議会

ASEAN 議員会議（AIPA）の1組織

② ビジネス組織

ASEAN 自動車連盟（AAF）、ASEAN 銀行協会（ABA）、ASEAN 観光協会（ASEANTA）等の19組織

③ シンクタンク・学術機関

ASEAN-ISIS（国際科学情報サービス）ネットワークの1組織

④ 公認市民社会組織

ASEAN 女性団体連盟（ACWO）、ASEAN 教員協会（ACT）、ASEAN 漁業連盟（AFF）、ASEAN 法律協会（ALA）、ASEAN 諸国退役軍人会議（VECONAC）等の51組織

⑤ ASEANにおけるその他の利害関係組織

ASEAN 警察長官会議（ASEANPOL）、ASEAN 食糧科学技術機関連盟（FIFSTA）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）及び ASEAN 人権メカニズムに関する作業部会の4組織

### 3 意思決定過程

これまでのASEANにおける意思決定方式は、協議及びコンセンサスに基づいていたが、同憲章においても、「基本原則として、ASEANにおける意思決定方式は、協議及びコンセンサスに基づかなければならない」と規定された（第20条）。ただし、コンセンサスが得られない場合には、ASEAN首脳会議が特別な決定方式を決定できること、また、重大な憲章違反がある場合には、ASEAN首脳会議に付託され、その決定が求められることが規定された。

コンセンサス、すなわち全会一致による合意ではなく、案件によっては、特定の加盟国の参加を求めない決定方式、すなわち「ASEANマイナスX」方式を含む柔軟な参加方式については、経済合意（economic commitments）の施行において適用されると規定されるに留まった（第21条）。EPG提言で提言された「2プラスX」方式という特定の加盟国のみの参加による決定方式や、単純多数決又は3分の2若しくは4分の3多数決の決定方式の採用については、明記されなかった。

### 4 紛争解決メカニズム

加盟国は、対話、協議及び交渉を通じて、すべての紛争を解決するとともに、紛争解決メカニズムの維持及び構築に努めなければならない（第22条）。紛争当事国は、ASEAN議長又はASEAN事務総長に対して、斡旋、調停又は仲裁の行使を要請することができる（第23条）。紛争が未解決の場合は、ASEAN首脳会議に付託され、その決定が求められる（第26条）。

ASEAN事務総長は、紛争解決メカニズムに起因する認定、勧告又は決定の順守（コンプライアンス）を監視し、ASEAN首脳会議に報告を提出する（第27条）。それらが順守されない場合、ASEAN首脳会議に付託され、その決定が求められる。

### 5 対外関係

ASEANの対外関係については、各国との、並びに圏域的、地域的及び国際的な組織及び機関との友好的関係、互恵的対話、協力及びパートナーシップを進展させなければならない（第41条）。「圏」（Sub-region）とは、アジア開発銀行を事務局として1992年10月に発足した「拡大メコン圏（Greater Mekong Subregion=GMS）経済協力計画<sup>(註31)</sup>」に見られる、中国雲南省からミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムの東南アジア諸国を貫通するメコン河周辺地域に代表され



る国境横断的な地域協力の場を指す。

ASEANは、地域協力及び共同体（community）の建設において、地域の取極における主要な原動力とならなければならない（第41条）。ASEANの対外関係における戦略的政策指針は、ASEAN外相会議の提言に基づき、ASEAN首脳会議で定められる。ASEAN外相会議は、ASEANの対外関係における整合性及び一貫性を保障しなければならない。

対話コーディネーター（Dialogue Coordinator）については、カントリー・コーディネーター（Country Coordinators）となる加盟国は、対話パートナーとの関係において、ASEANを代表し、ASEANの原則に従い活動し、関連会議の共同議長を務める（第42条）。第三国及び国際的組織において、カントリー・コーディネーターは、ASEAN委員会（ASEAN Committees）によって補佐される。

加盟国の外交使節団の長からなるASEAN委員会は、非加盟国である第三国に設置することができる（第43条）。ASEAN委員会は、開催国及び国際的組織におけるASEANの利益及びアイデンティティを促進する任務を有する。

ASEAN外相会議（ASEAN Foreign Ministers Meeting=AMM）は、外部の関係者に対して、対話パートナー、部門対話パートナー、開発パートナー、特別オブザーバーとしての公式な地位又は今後設置される他の地位を与えることができる（第44条）。外部関係者は、公式の地位を与えられなくても、手続規定に従い、ASEAN会議又は共同事業に招待される。これまでは「ASEAN閣僚会議」（ASEAN Ministerial Meeting=AMM）が正式名であった外相会議が、「ASEAN外相会議」に改称された。

## 6 その他の規定

### (1) ASEAN 議長

ASEAN議長職は、国名のアルファベット順に

従い、毎年、加盟国の持ち回り制で担当する（第31条）。議長職を有する加盟国は、以下の会議の議長を務める。

- ・ ASEAN首脳会議及びそれに関連する会議
- ・ ASEAN調整評議会
- ・ 3つのASEAN共同体評議会
- ・ ASEAN部門別閣僚組織及び上級職員
- ・ 常駐代表委員会

ASEAN議長の主な役割は、以下のとおりである（第32条）。

- ・ ASEANの利益及び福利の積極的な促進及び強化
- ・ ASEANの中心性の保障
- ・ 域外パートナーとの関係強化の際にASEANを代表すること

### (2) 憲章の発効・改正・再検討・解釈

ASEAN憲章は、すべての加盟国によって調印された後、各国の国内手続に従い、すべての加盟国による批准を必要とする（第47条）。批准文書は、ASEAN事務総長に寄託されなければならないが、10の批准文書が寄託された日から30日後に、同憲章は発効する。

憲章の改正は、加盟国によって発議される（第48条）。改正案は、ASEAN調整評議会によってASEAN首脳会議に付託され、コンセンサスによる決定が求められる。

憲章は、発効から5年後又はASEAN首脳会議での決定により、再検討される（第50条）。

同憲章の解釈については、加盟国の要請により、ASEAN事務局が行う（第51条）。

この憲章の発効前に効力を発したすべての条約、協約、協定、合意、宣言、議定書及びその他のASEAN文書の法的継続性は保障される（第52条）。上記文書における加盟国の権利及び義務とこの憲章との間に不一致があった場合は、憲章が優先する。

## おわりに

以上に述べたように、1967年8月に創設されたASEANは、創設40年を経て、2007年11月にASEAN憲章を調印するに至った。この間、ASEANは、1994年7月にARFを正式に発足させ、域外諸国・機関との間での政治・安全保障に関する対話を進める一方で、1999年4月には、当時の東南アジア諸国のすべての国が加盟するASEAN10を実現させた。さらに、ASEANは、1992年1月に合意したAFTA構想を推し進め、2015年までに域内関税を撤廃することを予定している。このように、ASEANの拡大と深化が進展する中で、ASEAN共同体構想が具体化していき、2015年にASEAN共同体を設立することを視野に入れるものとして、ASEAN憲章が調印されたのであった。

ASEAN共同体構想については、1997年12月の「ASEANビジョン2020」で示された「思いやりのある社会」としての「ASEANの共同体」(ASEAN community)から、2003年10月の「バリ・コンコードII」で示された、ASEAN安全保障共同体(ASEAN憲章では、ASEAN政治・安全保障共同体)、ASEAN経済共同体、ASEAN社会・文化共同体という3つの柱からなる、機構や制度としてのASEAN共同体(ASEAN Community)の設立へと、その構想が具体化していった。「バリ・コンコードII」において想定していたASEAN共同体の設立期限は2020年であったが、2006年8月のASEAN経済閣僚会議において、ASEAN経済共同体の設立を2015年に前倒しすることが合意された。<sup>(注33)</sup>それを受け、2007年1月の第12回ASEAN首脳会議において、3つの共同体からなるASEAN共同体の設立を2015年に前倒しすることが正式合意されたのであった。

これまでに、ASEANは、協議、コンセンサス、内政不干渉を原則とする「ASEAN Way」

(ASEAN的流儀)ともいわれる組織原理を採用してきた。それが、近年における経済のグローバル化や、国境を越える諸問題の顕在化の中で、ASEAN自身の制度化の必要性が高まってきた。そうした国際環境の変化の中で、ASEAN憲章が調印されたのである。

ASEAN憲章において、組織構造については、ASEANの最高政策決定機関として位置づけるASEAN首脳会議を年2回開催すること、ジャカルタに常駐代表委員会を設置すること、事務総長の権限を明確化したこと等が着目される。意思決定過程については、これまでと同様に、協議及びコンセンサスを原則とするものの、「柔軟な参加方式」による決定方式について言及された点に注目したい。一方で、各加盟国の国内問題については、内政不干渉原則が維持されることとなった。また、依然として軍事政権下にあるミャンマーを加盟国とするASEANにおいては、今後、「ミャンマー問題」にいかなる対応をとるかの決断を迫られるであろう。

ASEAN憲章の各国における批准状況については、批准文書のASEAN事務局への寄託を、シンガポールは2008年1月7日、ブルネイは2月15日、マレーシアは2月20日、ラオスは2月20日、ベトナムは3月18日、カンボジアは4月18日、ミャンマーはASEAN外相会議開催時(シンガポールで開催)の7月21日に終えている。今後は、インドネシア、フィリピン、タイにおける同憲章の批准への動向が注目されるとともに、同憲章が発効された場合においても、その後の同憲章の履行状況について注視しなければならないであろう。

## 注

\*インターネット情報はすべて2008年7月25日現在である。

- (1) *The ASEAN Charter*, ASEAN Secretariat, 2008.1. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/ASEAN-Charter.pdf>>

- (2) 1995年以降のASEAN首脳会議の開催は以下のように行われた。1995年12月：第5回ASEAN首脳会議（バンコク）、1996年11月：第1回非公式首脳会議（ジャカルタ）、1997年12月：第2回非公式首脳会議（クアラルンプール）、1998年12月：第6回ASEAN首脳会議（ハノイ）、1999年11月：第3回非公式首脳会議（マニラ）、2000年11月：第4回非公式首脳会議（シンガポール）。2001年からは、非公式首脳会談は開催されず、年次のASEAN首脳会議の開催が定例化した。
- (3) “ASEAN Vision 2020,” 1997.12.15. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/5228.htm>>
- (4) communityは小文字で始まるので、「ASEANの共同体」と訳した。
- (5) Communityは大文字で始まるので、固有名詞として「ASEAN共同体」と訳した。
- (6) “Cebu Declaration on the Acceleration of the Establishment of an ASEAN Community by 2015,” 2007.1.13. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/19260.htm>>
- (7) *Report of the Eminent Persons Group on the ASEAN Charter*, 2006.12. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/19247.pdf>>
- (8) “The ASEAN Declaration (Bangkok Declaration),” 1967.8.8. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1212.htm>>
- (9) “Treaty Amity and Cooperation in Southeast, Bali,” 1976.2.24. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1217.htm>>
- (10) 「ASEAN閣僚会議」と訳される場合もある。
- (11) “Zone of Peace, Freedom and Neutrality Declaration (Kuala Lumpur Declaration),” 1971.11.27. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1215.htm>>
- (12) “Declaration of ASEAN Concord, Bari,” 1976.2.24. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1216.htm>>
- (13) “Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone, Bangkok,” 1995.12.15. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/2082.htm>>
- (14) “Protocol Amending the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, Manila,” 1987.12.15. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1218.htm>>
- (15) “Second Protocol Amending the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, Manila,” 1998.7.25. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/702.htm>>
- (16) “Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA), Singapore,” 1992.1.28. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/1164.htm>>
- (17) 英語表記の国名（Cambodia, Laos, Myanmar, Vietnam）の頭文字をとって呼ばれることになった。
- (18) 1974年にオーストラリア、1975年にニュージーランド、1977年に日本、アメリカ、EC（現EU）、カナダ、国連開発計画（UNDP）、1991年に韓国、1995年にインド、1996年に中国、1997年にロシアが、「対話パートナー」に選ばれた。なお、パキスタンは1993年に部門対話パートナー（Sectoral Dialogue Partners）となった。
- (19) 現在のARFの参加国・機関は、ASEANの10加盟国、UNDPを除く「対話パートナー」（注(18)参照）の9か国・1機関（EU）、パプアニューギニア、モンゴル、北朝鮮、パキスタン、東ティモール、バングラデシュ、スリランカの計26か国・1機関（EU）である。ARFの活動の詳細については、ARFのサイトを参照。ARFサイト<<http://www.aseanregionalforum.org/>>
- (20) 後述する東アジアサミットでは、小文字で始まるcommunityが使用されている。 ”Kuala Lumpur Declaration on the East Asia Summit, Kuala Lumpur,” 2005.12.14. ASEAN事務局サイト<<http://www.asean.org/18099.htm>> ; “Second Joint Statement on East Asia Cooperation Building on the Foundations of ASEAN Plus Three Cooperation, Singapore,” 2007.11.20. ASEAN事務局サイ

ト < <http://www.asean.org/21099.htm> > . 第5回 ASEAN+3首脳会議 (2001年11月、バンダルスリブガワンで開催) に提出された「東アジア・ビジョン・グループ」(EAVG) の報告書及び第6回 ASEAN+3首脳会議 (2002年11月、プノンペンで開催) に提出された「東アジア・スタディ・グループ」(EASG) の最終報告書においても、East Asian communityと表記されている。TOWARDS AN EAST ASIAN COMMUNITY: Region of Peace, Prosperity and Progress, East Asian Vision Group Report 2001, East Asian Vision Group, 2001.11.5. ASEAN事務局サイト < [http://www.asean.org/pdf/east\\_asia\\_vision.pdf](http://www.asean.org/pdf/east_asia_vision.pdf) >; 日本外務省サイト < <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/report2001.pdf> >; *Final Report of the East Asia Study Group*, East Asia Study Group, 2002.11.4. ASEAN事務局サイト < <http://www.aseansec.org/viewpdf.asp?file=/pdf/easg.pdf> >; 日本外務省サイト < <http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/asean/pmv0211/report.pdf> >

(21) “Hanoi Plan of Action,” 1998.12.16. ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/687.htm> >

(22) “Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II),” 2003.10.7. ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/15159.htm> >

(23) *Vientiane Action Programme*, 2004.11. ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf> >

(24) ASEANのIT分野の競争力の発展・強化をめざして2000年11月に合意された協定。

(25) “Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter, Kuala Lumpur,” 2005.12.12. ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/18030.htm> >

(26) 賢人会議の10名のメンバーは以下のとおりである。  
ブルネイ：ペヒン・ダト・リム・ジョックセン (Pehin Dato Lim Jock Seng) 第二外務貿易相、カンボジア：アウン・ポーン・モニルワット (Dr. Aun Porn Moniroth) 首相顧問兼カンボジア最高国家経済評議会議

長、インドネシア：アリ・アラタス (Ali Alatas) 元外相、ラオス：カムファン・シミラウウォン (Khamphan Simmalavong) 元副商業相、マレーシア：トゥン・ムサ・ヒタム (Tun Musa Hitam) 元副首相、ミャンマー：タン・ニュン (Dr. Than Nyun) 公務員選出訓練局議長、フィリピン：フィデル・V・ラモス (Fidel V. Ramos) 元大統領、シンガポール：S・ジャヤクマル (Prof. S. Jayakumar) 副首相兼国家安全保障担当調整相兼法相、タイ：カセムサモソルン・カセムスリ (Kasemsamosorn Kasemsri) 元副首相兼外相、ベトナム：グエン・マイン・カム (Nguyen Manh Cam) 元副首相兼外相。議長はマレーシアのトゥン・ムサ・ヒタム元副首相。“List of Members of the Eminent Persons Group (EPG) on the ASEAN Charter.” ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/ACP-EPGMember.pdf> >; “Biographies of the Eminent Persons Group on the ASEAN Charter.” ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/ACP-Bio-EPG.pdf> >. 賢人会議の付帯条項は以下を参照。“Terms of Reference of the Eminent Persons Group (EPG) on the ASEAN Charter.” ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/ACP-TOR.pdf> >

(27) EPG提言の章名は以下のとおりである。第1章「目的」、第2章「原則」、第3章「構成国」、第4章「組織構造」、第5章「意思決定過程」、第6章「紛争解決メカニズム」、第7章「予算及び財政問題」、第8章「法的地位、免責及び特権」、第9章「対外関係」、第10章「ASEAN アイデンティティ及びシンボル」、第11章「批准、発効及び登録」、第12章「改正」、第13章「履行に関する一般的な取組み」、第14章「法的継続性」。

(28) “Cebu Declaration on the Blueprint of the ASEAN Charter, Cebu,” 2007.1.13. ASEAN事務局サイト < <http://www.asean.org/19257.htm> >

(29) ASEAN議員会議 (ASEAN Inter-Parliamentary Assembly=AIPA)は、ASEAN加盟国の議会間組織であり、1977年9月に、ASEAN議員機構 (ASEAN Inter-Parliamentary Organization=AIPO) として設

立され、2007年4月に名称を変更した。現在の参加国は、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの8か国、特別オブザーバー国は、ブルネイ、ミャンマーの2か国、オブザーバーは、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、パプアニューギニア、ロシア、欧州議会の8か国・1議会である。毎年1回、ASEAN議長国において、総会が開催される。詳しくは、AIPA事務局サイトを参照。

<<http://www.aipasecretariat.org/default.htm>>

- (30) マレーシアのマハティール (Mahathir bin Mohamad) 前首相が唱えた政策の名称である。
- (31) 詳しくは、GMSサイトを参照。アジア開発銀行サイト <<http://www.adb.org/GMS/default.asp>>
- (32) ASEAN議長国は、これまで毎年通常7月に開催されるASEAN外相会議閉会時に交替していたが、ASEAN憲章発効後は、毎年1月から12月までがその任期となる。初年度においては、議長国が1年を超えてその任期を有することになる。2008年中に同憲章が発効すれば、2008年7月からの任期であるタイが2009年12月までその任期を継続することになる。
- (33) “Joint Media Statement of the Thirty-Eight ASEAN Economic Ministers (AEM) Meeting, Kuala Lumpur,” 2006.8.22. ASEAN事務局サイト <<http://www.asean.org/18692.htm>>

参考文献 (注で掲げたものは除く)

- Rodolfo C. Severino, *Southeast Asia in Search of an ASEAN Community: Insights from the Former*

*ASEAN Secretary-General*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2006.

- 『東南アジア諸国連合 (ASEAN) の基礎知識 (2007年版)』外務省アジア大洋州局地域政策課, 2007.8. 日本外務省サイト<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/pdfs/gaiyo.pdf>>
- 黒柳米司『ASEAN 35年の軌跡—‘ASEAN Way’の効用と限界』有信堂高文社, 2003.
- 黒柳米司編著『アジア地域秩序とASEANの挑戦—「東アジア共同体」をめざして』明石書店, 2005.
- 佐藤考一『ASEANレジーム—ASEANにおける会議外交の発展と課題』勁草書房, 2003.
- 鈴木早苗「ASEAN憲章 (ASEAN Charter) 策定にむけた取り組み—賢人会議 (EPG) による提言書を中心に」『アジア経済』XLVIII-6, 2007.6, pp.72-81. アジア経済研究所サイト<[http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Ajia/pdf/2007\\_06/06suzuki.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Ajia/pdf/2007_06/06suzuki.pdf)>
- 山影進『ASEAN—シンボルからシステムへ』東京大学出版会, 1991.
- 山影進『ASEANパワー—アジア太平洋の中核へ』東京大学出版会, 1997.
- 山影進編『転換期のASEAN—新たな課題への挑戦』(JIIA研究3) 日本国際問題研究所, 2001.
- 吉野文雄『ASEANとAPEC—東アジアの経済統合』鳳書房, 2007.
- 山本武彦・天兒慧編『東アジア共同体の構造 1新たな地域形成』岩波書店, 2007.

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)

# ASEAN 憲章

## Charter of the Association of Southeast Asian Nations

(東南アジア諸国連合憲章、2007年制定)

遠藤 聡訳

### 前文

我々、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の国家元首又は政府の長によって代表される東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という）の加盟国の国民は、

ASEAN設立宣言の発布によりバンコクで設立されて以降のASEANの大いなる功績及び発展に対して満足の意を表し、

ビエンチャン行動計画、ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言及びASEAN憲章の青写真に関するセブ宣言におけるASEAN憲章の制定に関する決定を想起し、

地理的範囲、共通の目的及び共有の運命によって結ばれたASEAN内の人々及びその加盟国の間にある相互利益及び相互依存の存在に留意し、

1つのビジョン、1つのアイデンティティ及び1つの思いやりのある共有の共同体によって鼓舞され、かつそれらの下に結束し、

恒久平和、安全及び安定、持続可能な経済成長、共有の繁栄並びに社会発展の地域に暮らし、我々の重大な利益、理念及び抱負を促進させる共通の願い及び全体の意志によって結ばれ、

友好及び協力の基本的な重要性並びに主権、平等、領土の保全、内政不干渉、コンセンサス及び多様性の中の統一の原則を尊重し、

民主主義の原則、法の支配及びグッド・ガバナンス並びに人権及び基本的自由の尊重及び保護を固守し、

現在及び将来の世代の利益のために持続可能な開発を保障し、ASEANの共同体（ASEAN community）を建設する過程の中心に、人々の福利、暮らし及び福祉を置くことを決意し、

現在及び将来の課題及び機会に有効に対処するために、政治的結束を有し、経済的に統合された、かつ社会的責任を有するASEAN共同体（ASEAN Community）を実現するために、現在の地域連帯の結束を強化する必要性を確信し、

地域の協力及び統合の強化を通じて、特にASEAN協和バリ宣言IIで規定されたASEAN安全保障共同体、ASEAN経済共同体及びASEAN社会・文化共同体からなるASEAN共同体を設立することによって共同体の建設の強化に取り組み、

この憲章を通じてASEANの法的及び制度的な枠組みを構築することを決定し、

この目的のために、ASEAN創設40周年の歴史的な機会に、シンガポールに集まったASEAN加盟国の国家元首又は政府の長は、この憲章に合意した。

### 第1章 目的及び原則

#### 第1条 目的

ASEANの目的は、次に掲げるものである。

- (1) 平和、安全及び安定を維持し強化し、かつ地域の平和志向の価値を強化する。
- (2) より大きな政治的、安全保障上の、経済的及び社会・文化的な協力を促進することによって地域の強靱性（resilience）を強化する。
- (3) 非核兵器地帯としての、及びその他すべての

- 大量破壊兵器のない東南アジアを保全する。
- (4) ASEAN内の人々及びその加盟国が、公正で、民主的かつ調和のとれた環境の中の世界全体と平和に暮らすことを保障する。
- (5) 安定した、繁栄した、高い競争をとめない、並びに商品、サービス及び投資の自由な流入がある、すなわち、実業家、専門家、人材及び労働者の円滑な活動があり、かつ資本のより自由な流入がある、貿易及び投資の効果的な促進によって経済統合された単一の市場及び生産拠点を作り出す。
- (6) 相互の援助及び協力を通じて、ASEAN内の貧困を軽減し、開発格差を縮小する。
- (7) ASEAN加盟国の権利及び義務に関連して、民主主義を強化し、グッド・ガバナンス及び法の支配を強化し、かつ人権及び基本的自由を促進し保護する。
- (8) 包括的安全保障の原則に従い、あらゆる形態の脅威、国境を越える犯罪及び国境を越える課題に対して効果的に対処する。
- (9) 地域の環境の保護、地域の天然資源の持続可能性、地域の文化遺産の保護及び地域の人々の質の高い生活を保障するために、持続可能な開発を促進する。
- (10) ASEAN内の人々の権利拡大のため、かつASEAN共同体の強化のために、教育及び生涯学習の分野並びに科学及び技術の分野において、より密接な協力を通じて人的資源を開発する。
- (11) 人間開発、社会福祉及び司法のための機会への公平なアクセスを提供することによって、ASEAN内の人々の福利及び暮らしを高める。
- (12) ASEAN内の人々に対して、安全で、安心できる、かつ麻薬のない環境の建設に対する協力を強化する。
- (13) すべての社会部門がASEANの統合及び共同体の建設の過程に参加し、かつ恩恵を得ることを奨励される、人間本位（people-oriented）のASEANを促進する。

- (14) 地域の多様な文化及び遺産についてのより大きな関心を育成することを通じて、ASEANアイデンティティを促進する。
- (15) 開かれた、透明な、かつ包括的な地域構造において、域外パートナーとの関係及び協力の主要な原動力としてのASEANの中心性（centrality）及び積極的な役割を維持する。

## 第2条 原則

- (1) 第1条で規定した目的に従い、ASEAN及びその加盟国は、ASEANの宣言、協定、協約、合意、条約及びその他の文書に含まれる基本原則を再確認し、順守する。
- (2) ASEAN及びその加盟国は、次に掲げる原則に従い行動しなければならない。
- (a) すべてのASEAN加盟国の独立、主権、平等、領土の保全及びナショナル・アイデンティティの尊重。
- (b) 地域の平和、安全保障及び繁栄の強化における共通の責任及び全体の義務。
- (c) 侵略及び武力の威嚇若しくは行使又はいかなる方法であれ国際法に違反するその他の行動の放棄。
- (d) 紛争の平和的解決に対する信頼。
- (e) ASEAN加盟国の国内問題に対する内政不干涉。
- (f) 外部からの干渉、破壊活動及び強制を受けないよう、国家としての存在を導くすべての加盟国の権利の尊重。
- (g) ASEANの共通の利益に深刻な影響を与える事態に関する協議の強化。
- (h) 法の支配、グッド・ガバナンス、民主主義の原則及び立憲政治の支持。
- (i) 基本的自由の尊重、人権の促進及び保護並びに社会的正義の促進。
- (j) ASEAN加盟国が署名した国際人権法を含む国際連合憲章及び国際法の支持。
- (k) ASEAN加盟国の主権、領土の保全又は政

治的及び経済的な安定を脅かす、ASEAN加盟国又はASEAN非加盟国若しくは非国家主体によって追求される領土の利用を含むあらゆる政策又は活動への参加の禁止。

- (l) 多様性の中の統一の精神における共通の価値の重要視とともに、ASEAN内の人々の異なる文化、言語及び宗教の尊重。
- (m) 積極的に関与し続け、外向的、包括的かつ非差別的である対外的な政治、経済、社会及び文化の関係におけるASEANの中心性。
- (n) 市場重視経済における地域的経済統合に対するすべての障壁の撤廃に向けた経済的コミットメント及び漸進的縮小の効果的な実施のための多角的貿易ルール及びASEANルールに基づく体制 (regimes) の固守。

## 第2章 法人格

### 第3条 ASEANの法人格

1つの政府間組織であるASEANは、ここに法人格 (legal personality) を与えられる。

## 第3章 構成国

### 第4条 加盟国

ASEANの加盟国は、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国である。

### 第5条 権利及び義務

- (1) 加盟国は、この憲章の下に平等な権利及び義務を有する。
- (2) 加盟国は、この憲章の規定を効果的に実行し、成員としてのすべての義務に従い、適合する国

内法の制定を含むすべての必要な措置をとらなければならない。

- (3) 憲章に対する重大な違反又は不順守があった場合、当該案件は、第20条に従うこととする。

## 第6条 新構成国の加盟

- (1) ASEAN加盟への申請及び承認の手続は、ASEAN調整評議会によって規定される。
- (2) 加盟は、次の基準に基づかなければならない。
  - (a) 東南アジアとして認知される地理的領域の中の位置。
  - (b) すべてのASEAN加盟国の承認。
  - (c) 憲章により拘束されること及び憲章を順守することへの同意。
  - (d) 加盟国としての義務を遂行する能力及び意志。
- (3) 加盟は、ASEAN調整評議会の提言に基づき、ASEAN首脳会議におけるコンセンサスにより決定される。
- (4) 加盟申請国は、憲章受入文書に署名することにより、ASEANへの加盟が承認される。

## 第4章 組織

### 第7条 ASEAN首脳会議

- (1) ASEAN首脳会議は、加盟国の国家元首又は政府の長から構成される。
- (2) ASEAN首脳会議は、次のことを行う。
  - (a) ASEANの最高政策決定機関 (supreme policy-making body) となる。
  - (b) ASEANの基本方針の実現に関係する主要問題、加盟国の利益に関する重要事項並びにASEAN調整評議会、ASEAN共同体評議会及びASEAN部門別閣僚組織によって付託されたすべての案件を審議し、政策指針を規定し、決定を下す。
  - (c) 臨時の閣僚間会議の開催に関して、各評議



会の関係閣僚へ指示し、共同体評議会の領域を超えるASEANに関する重要問題に取り組む。上記の会議の手続規定は、ASEAN調整評議会によって採択される。

- (d) 適切な行動をとることによって、ASEANに影響を与えている非常事態に取り組む。
  - (e) 第7章及び第8章の規定に従い付託された案件に対する決定を下す。
  - (f) 部門別閣僚組織及びその他のASEAN機関の設立及び解散を許可する。
  - (g) ASEAN外相会議の提言に基づき、国家元首又は政府の長の信任及び意により務めることになる、大臣 (Minister) としての地位及び身分を有するASEAN事務総長を任命する。
- (3) ASEAN首脳会議は、次のように開催される。
- (a) 年2回開催され、ASEAN議長職を有する加盟国によって主催される。
  - (b) 必要であればいつでも、ASEAN議長職を有する加盟国が議長を務め、ASEAN加盟国によって同意された開催地において、特別会議又は臨時会議が開催される。

#### 第8条 ASEAN調整評議会

- (1) ASEAN調整評議会は、ASEAN外相から構成され、少なくとも年2回開催される。
- (2) ASEAN調整評議会は、次のことを行う。
  - (a) ASEAN首脳会議の会議を準備する。
  - (b) ASEAN首脳会議における協定及び決定の実施を調整する。
  - (c) 政策間の首尾一貫性、効率性及び協力性を強化するためにASEAN共同体評議会と協力する。
  - (d) ASEAN首脳会議に対するASEAN共同体評議会の報告を調整する。
  - (e) ASEANの作業に関する事務総長の年次報告を検討する。
  - (f) ASEAN事務局及びその他の関連機関の

職務及び業務に関する事務総長の報告を検討する。

- (g) 事務総長の提言に基づき、事務次長の任命及び罷免を承認する。
  - (h) この憲章で規定されたその他の職務又はASEAN首脳会議によって割り当てられたその他の職務に取り組む。
- (3) ASEAN調整評議会は、関連する上級職員に補佐される。

#### 第9条 ASEAN共同体評議会

- (1) ASEAN共同体評議会は、ASEAN政治・安全保障共同体評議会、ASEAN経済共同体評議会及びASEAN社会・文化共同体評議会から構成される。
- (2) 各ASEAN共同体評議会は、その権限の下に、関連するASEAN部門別閣僚組織を置く。
- (3) 各加盟国は、各ASEAN共同体評議会の各国代表を指名する。
- (4) ASEAN共同体の3つの柱のそれぞれの目的を実現するために、ASEAN共同体評議会は、次のことを行う。
  - (a) ASEAN首脳会議に関連する決定が実施されることを保障する。
  - (b) その権限の下にある異なる部門の作業、及び他の共同体評議会の領域を超える問題に関して調整する。
  - (c) その権限の下にある案件に関して、ASEAN首脳会議に対して報告及び提言を提出する。
- (5) 各ASEAN共同体評議会は、少なくとも年2回開催され、ASEAN議長職を有する加盟国の適切な閣僚が議長を務める。
- (6) 各ASEAN共同体評議会は、関連する上級職員に補佐される。

#### 第10条 ASEAN部門別閣僚組織

- (1) ASEAN部門別閣僚組織は、次のことを行う。
  - (a) それぞれに規定された権能に従って職務

を遂行する。

- (b) それぞれの権限の下にあるASEAN首脳会議の協定及び決定を実施する。
  - (c) ASEAN統合及び共同体建設への支援において、それぞれの分野の間の協力を強化する。
  - (d) それぞれの共同体評議会に対して報告及び提言を提出する。
- (2) 各ASEAN部門別閣僚組織は、その権限の下に、付属文書<sup>(註1)</sup>1に収められた職務に取り組むために、関連する上級職員及び補助機関を置く。付属文書は、この憲章の改正規定によらず、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN事務総長によって更新される。

#### 第11条 ASEAN事務総長及びASEAN事務局

- (1) ASEAN事務総長は、品位、能力及び職業上の経験並びに男女共同参画に配慮した上で、国名のアルファベット順によりASEAN加盟国の国民の中から選出され、ASEAN首脳会議で任命され、再任のない5年の任期を有する。
- (2) 事務総長は、次のことを行う。
  - (a) この憲章の規定並びに関連するASEAN文書、議定書及び慣例に従い、高職の任務及び責務を遂行する。
  - (b) ASEANの協定及び決定の実施を推進し、その進捗を監視し、かつASEAN首脳会議に対してASEANの作業に関する年次報告を提出する。
  - (c) ASEAN首脳会議、ASEAN共同体評議会及びASEAN調整評議会の会議並びにASEAN部門別閣僚組織及びその他の関連するASEAN会議に出席する。
  - (d) ASEANの見解を代表し、承認された政策指針及び事務総長に対して与えられた権能に従い、外部関係者との会議に出席する。
  - (e) ASEAN調整評議会に対して事務次長の任命及び罷免を提言し、その承認を求める。
- (3) 事務総長は、ASEANの最高総務責任者でも

ある。

- (4) 事務総長は、次官 (Deputy Minister) の地位及び身分を有する4人の事務次長に補佐される。事務次長は、その職務を遂行する上で事務総長に対して責任を有する。
- (5) 4人の事務次長は、事務総長と異なる国籍を有していなければならない、4つの異なるASEAN加盟国の出身でなくてはならない。
- (6) 4人の事務次長は、次からなる。
  - (a) 再任のない3年の任期を務める2人の事務次長は、品位、適格性、能力、経験及び男女共同参画に配慮した上で、国名のアルファベット順によりASEAN加盟国の国民の中から選出される。
  - (b) 3年の任期を務める2人の事務次長は、一度にかぎり3年の任期を更新できる。この2人の事務次長は、一般から能力に基づき公募されなければならない。
- (7) ASEAN事務局は、事務総長及び必要とされる職員から構成される。
- (8) 事務総長及び職員は、次のことを行う。
  - (a) 自身の職務の行使において、最高水準の完全性、効率性及び能力を維持する。
  - (b) ASEAN外部のいかなる政府若しくは外部関係者からの指示を求めない、又は受けない。
  - (c) ASEANに対してのみ責任を有するASEAN事務局職員としての身分を損なういかなる行動もとってはならない。
- (9) 各ASEAN加盟国は、事務総長及び職員の責務が完全にASEANの性質をもつことを尊重し、その責務を果たす上で、事務総長及び職員に影響を与えようとしないことを約束する。

#### 第12条 ASEAN常駐代表委員会

- (1) 各ASEAN加盟国は、ジャカルタに拠点を置く大使 (Ambassador) 級のASEAN常駐代表を任命する。

- (2) 常駐代表は、次のことを行う常駐代表委員会を共同で構成する。
- (a) ASEAN共同体評議会及びASEAN部門別閣僚組織の作業を支援する。
- (b) ASEAN国内事務局とその他のASEAN部門別閣僚組織との調整を行う。
- (c) その作業に関連するすべての問題に関して、ASEAN事務総長及びASEAN事務局との連携を取る。
- (d) ASEANと域外パートナーとの協力を促進する。
- (e) ASEAN調整評議会によって決定されるその他の職務を遂行する。

### 第13条 ASEAN国内事務局

各ASEAN加盟国は、次のことを行うASEAN国内事務局を設置する。

- (a) 国内活動の中心として活動する。
- (b) 国レベルにおけるすべてのASEAN問題に関する情報の保管所となる。
- (c) 国レベルにおけるASEANの決定の実施を調整する。
- (d) ASEAN会議における各国の準備を調整し、支援する。
- (e) 国レベルにおけるASEANアイデンティティ及び認識を促進する。
- (f) ASEANの共同体の建設に対して貢献する。

### 第14条 ASEANの人権機構

- (1) 人権及び基本的自由の促進及び保護に関するASEAN憲章の目的及び原則に従い、ASEANは、ASEANの人権機構（ASEAN human rights body）を設立する。
- (2) ASEANの人権機構は、ASEAN外相会議によって決定された付託条項に従い活動する。

### 第15条 ASEAN基金

- (1) ASEAN基金は、ASEAN事務総長を支援し、

ASEANアイデンティティ、人と人との相互関係並びにASEANの中のビジネス部門、市民社会、学界及びその他の利害関係者の間の密接な協力に対するより大きな認識を促進することによって、ASEANの共同体の建設を支援するために、関連するASEAN組織と協力する。

- (2) ASEAN基金は、ASEAN調整評議会を通じてASEAN首脳会議に対して報告を提出するASEAN事務総長に対して責任を有する。

## 第5章 ASEAN関連団体

### 第16条 ASEAN関連団体

- (1) ASEANは、ASEAN憲章、特にその目的及び原則を支援する諸団体と協働することができる。これらの関連団体は付属文書<sup>(注2)</sup>2に記載される。
- (2) 手続規定及び関与の基準は、ASEAN事務総長の提言に基づき、常駐代表委員会によって規定されなければならない。
- (3) 付属文書2は、この憲章の改正規定によらず、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN事務総長によって更新される。

## 第6章 免責及び特権

### 第17条 ASEANの免責及び特権

- (1) ASEANは、諸加盟国の領域において、その目的を達成するために必要とされる免責及び特権を享受できる。
- (2) 免責及び特権は、ASEANと主催加盟国との間の特別協定で設定される。

### 第18条 ASEAN事務総長及びASEAN事務局の職員の免責及び特権

- (1) ASEAN事務総長及び公式のASEAN活動に

参加するASEAN事務局の職員又は加盟国のASEAN代表者は、その職務の独立した行使に必要とされる免責及び特権を享受できる。

- (2) この条で規定する免責及び特権は、特別ASEAN協定で設定される。

#### 第19条 ASEAN常駐代表及びASEAN職務に従事する職員の免責及び特権

- (1) ASEAN加盟国の常駐代表及び公式のASEAN活動に参加する加盟国の職員又は加盟国のASEAN代表は、その職務の行使に必要とされる免責及び特権を享受できる。
- (2) 常駐代表及びASEANの職務に従事する職員の免責及び特権は、外交関係に関する1961年ウィーン条約<sup>(注3)</sup>に準拠する、又は関係するASEAN加盟国の国内法令に従う。

### 第7章 意思決定

#### 第20条 協議及びコンセンサス

- (1) 基本原則として、ASEANにおける意思決定は、協議及びコンセンサスに基づかなければならない。
- (2) コンセンサスが得られない場合、ASEAN首脳会議は、特別な決定がなされる方式を決定することができる。
- (3) この条の第1項及び第2項には、関連するASEAN法規文書に盛り込まれる意思決定方式に影響を与える規定は存在しない。
- (4) 憲章に対する重大な違反又は不履行があった場合、当該案件は、ASEAN首脳会議に付託され、その決定を求める。

#### 第21条 施行及び手続

- (1) 各ASEAN共同体評議会は、自らの手続規則を規定する。
- (2) 経済合意 (economic commitments) の施

行においては、ASEANマイナスX方式を含む柔軟な参加方式が、コンセンサスがあるものとして適用される。

### 第8章 紛争の解決

#### 第22条 一般原則

- (1) 加盟国は、時宜に即して、対話、協議及び交渉を通じ、すべての紛争を平和的に解決するように努めなければならない。
- (2) ASEANは、ASEAN協力のすべての領域において、紛争解決メカニズムを維持し、構築しなければならない。

#### 第23条 斡旋、調停及び仲裁

- (1) 紛争当事国である加盟国は、いかなるときも、合意された制限期間内に紛争を解決するために、斡旋 (good offices)、調停 (conciliation) 又は仲裁 (mediation) に訴えることに同意できる。
- (2) 紛争当事国は、職権上の地位において活動するASEAN議長又はASEAN事務総長に対して、斡旋、調停又は仲裁の行使を要請できる。

#### 第24条 特定文書における紛争解決メカニズム

- (1) 特定のASEAN文書に関する紛争は、当該文書に規定されるメカニズム及び手続を通じて解決されなければならない。
- (2) いずれのASEAN文書の解釈又は適用に関係しない紛争は、東南アジア友好協力条約及びその手続規則に従い、平和的に解決されなければならない。
- (3) 別段の規定がある場合を除くほか、ASEAN経済協定の解釈又は適用に関する紛争は、紛争解決メカニズム強化に関するASEAN議定書に従い解決されなければならない。

**第25条 紛争解決メカニズムの構築**

別段の規定がある場合を除くほか、仲裁裁判 (arbitration) を含む適切な紛争解決メカニズムが、この憲章及びその他のASEAN文書の解釈又は適用に関係する紛争のために構築されなければならない。

**第26条 未解決の紛争**

紛争が未解決のままであるとき、この憲章の先の規定を適用した後、当該紛争は、ASEAN首脳会議に付託され、その決定を求める。

**第27条 順守**

- (1) ASEAN事務局又はその他の指定機関によって補佐されるASEAN事務総長は、ASEAN紛争解決メカニズムに起因する認定 (findings)、勧告 (recommendations) 又は決定 (decisions) の順守 (compliance) を監視し、ASEAN首脳会議に報告を提出しなければならない。
- (2) ASEAN紛争解決メカニズムに起因する認定、勧告又は決定の不履行 (non-compliance) により影響を受けるいずれの加盟国も、当該案件をASEAN首脳会議に付託し、その決定を求めることができる。

**第28条 国際連合憲章規定及びその他の関連する国際手続**

この憲章に他の規定がない場合、加盟国は、国際連合憲章第33条第1項又は加盟国が当事国である紛争に関するその他のいずれかの国際法規文書に含まれる平和的解決方法に訴える権利を有する。

**第9章 予算及び財政****第29条 一般原則**

- (1) ASEANは、国際的基準に従った財政規則及び手続を規定しなければならない。
- (2) ASEANは、健全な財政管理の政策及び実施並びに予算の抑制について監視しなければならない。
- (3) 財務会計は、内部及び外部の監査を受けなければならない。

**第30条 ASEAN事務局の運営予算及び財政**

- (1) ASEAN事務局は、その職務を効果的に実行するために必要な財源を提供される。
- (2) ASEAN事務局の運営予算は、時宜に即して送金される均等な年間拠出金を通じ、ASEAN加盟国によって充当される。
- (3) 事務総長は、ASEAN事務局の年間運営予算を作成し、常駐代表委員会の提言に基づくASEAN調整評議会による承認を求めなければならない。
- (4) ASEAN事務局は、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN調整評議会によって決定された財政規則及び手続に従い運営されなければならない。

**第10章 管理及び手続****第31条 ASEAN議長**

- (1) ASEAN議長職は、加盟国の英語名称のアルファベット順に従い、毎年、持ち回り制で担当する。
- (2) ASEANは、暦年で、以下に掲げる会議の議長を務める議長職を担う加盟国による1つの議長職を有する。
  - (a) ASEAN首脳会議及びそれに関係する首脳会議。
  - (b) ASEAN調整評議会
  - (c) 3つのASEAN共同体評議会。
  - (d) 必要に応じ、関連するASEAN部門別閣僚

組織及び上級職員。  
(e) 常駐代表委員会。

### 第32条 ASEAN議長の役割

ASEAN議長職を有する加盟国は、次のことを行う。

- (a) 政治的主導権、調整、コンセンサス及び協力を通じたASEAN共同体建設への取組みを含む、ASEANの利益及び福利を積極的に促進し強化する。
- (b) ASEANの中心性を保障する。
- (c) 懸案事項に対して即時に取り組むために、斡旋及びその他の措置の提供を含む、ASEANに影響を与える緊急な課題又は危機的状況に対する効果的で適時な対応をとることを保障する。
- (d) 域外パートナーとの密接な関係を強化し促進する際に、ASEANを代表する。
- (e) 委任されたその他の課題及び職務を遂行する。

### 第33条 外交上の儀礼及び慣例

ASEAN及びその加盟国は、ASEANに関係するすべての活動を指揮する上で、現行の外交上の儀礼及び慣例を固守しなければならない。いかなる変更も、常駐代表委員会の提言に基づき、ASEAN調整評議会によって承認されなければならない。

### 第34条 ASEANの使用言語

ASEANの使用言語は、英語とする。

## 第11章 アイデンティティ及びシンボル

### 第35条 ASEANアイデンティティ

ASEANは、共有の運命、目標及び価値を達成するために、域内の人々の間にある共通のASEAN

アイデンティティ及び1つの帰属意識を促進しなければならない。

### 第36条 ASEANのモットー

ASEANのモットーは、「1つのビジョン、1つのアイデンティティ、1つの共同体」とする。

### 第37条 ASEANの旗

ASEANの旗は付属文書3で示すものとする。

### 第38条 ASEANの紋章

ASEANの紋章は付属文書4で示すものとする。

### 第39条 ASEANの日

8月8日は、ASEANの日として記念される。

### 第40条 ASEANの祝歌

ASEANは、祝歌を有する。

## 第12章 対外関係

### 第41条 対外関係の指揮

- (1) ASEANは、各国との、並びに圏域的(Sub-regional)、地域的及び国際的な組織及び機関との友好的関係、互恵的対話、協力及びパートナーシップを進展させなければならない。
- (2) ASEANの対外関係は、この憲章で定められた目的及び原則を固守しなければならない。
- (3) ASEANは、地域協力及び共同体の建設におけるその中心性を策定し維持することで、地域の取極における主要な原動力とならなければならない。
- (4) ASEANの対外関係の指揮において、加盟国は、一体性及び連帯性に基づき、共通の地位を進展させ、共同行動を推進するために協力し、努力しなければならない。

- (5) ASEANの対外関係における戦略的政策指針は、ASEAN外相会議の提言に基づき、ASEAN首脳会議によって定められなければならない。
- (6) ASEAN外相会議は、ASEANの対外関係の指揮において、整合性及び一貫性を保障しなければならない。
- (7) ASEANは、各国との、又は圏域的、地域的及び国際的な組織及び機関との協定を締結することができる。協定締結のための手続は、ASEAN共同体評議会との協議の上、ASEAN調整評議会によって規定されなければならない。

#### 第42条 対話コーディネーター

- (1) カントリー・コーディネーター (Country Coordinator) として活動する加盟国は、関連する対話パートナー (Dialogue Partner) との関係並びに地域的及び国際的な組織及び機関との関係において、ASEANの利益を調整し促進させる全体的責任を担うことを引き受けなければならない。
- (2) 域外パートナーとの関係において、カントリー・コーディネーターは、特に、次のことを行わなければならない。
- (a) ASEANを代表し、ASEANの原則に従い、相互尊重及び平等に基づいた関係を強化する。
- (b) ASEANと域外パートナーとの間の関連会議の共同議長を務める。
- (c) 第三国及び国際的な組織において、関連するASEAN委員会により補佐される。

#### 第43条 第三国及び国際的な組織におけるASEAN委員会

- (1) ASEAN加盟国の外交使節団の長からなる、第三国におけるASEAN委員会は、非ASEAN諸国において設置することができる。類似した

委員会は、国際的な組織に関係して設置することができる。これらの委員会は、開催国及び国際的な組織におけるASEANの利益及びアイデンティティを促進しなければならない。

- (2) ASEAN外相会議は、これらの委員会の手続規則を決定しなければならない。

#### 第44条 外部関係者の地位

- (1) ASEANの対外関係の指揮において、ASEAN外相会議は、外部関係者に対して、対話パートナー、部門対話パートナー、開発パートナー、特別オブザーバーの公式な地位又はこれ以降に設置されるかもしれないその他の地位を与えることができる。
- (2) 外部関係者は、いずれかの公式の地位を与られなくても、手続規定に従い、ASEAN会議又は共同事業に招待される。

#### 第45条 国際連合システム並びに他の国際的な組織及び機関との関係

- (1) ASEANは、他の圏域的、地域的及び国際的な組織及び機関と同様に、国際連合システムの一員としての適切な地位を追求することができる。
- (2) ASEAN調整評議会は、他の圏域的、地域的及び国際的な組織及び機関へのASEANの参加を決定する。

#### 第46条 ASEANに対するASEAN非加盟国の信任状

ASEAN非加盟国及び関連する政府間組織は、ASEANへの大使を任命し、信任することができる。ASEAN外相会議は、この信任について裁定しなければならない。

## 第13章 一般及び最終規定

### 第47条 署名、批准、寄託及び発効

- (1) この憲章は、すべてのASEAN加盟国によって署名されなければならない。
- (2) この憲章は、各国の国内手続に従い、すべてのASEAN加盟国による批准を必要とする。
- (3) 批准文書は、ASEAN事務総長に寄託され、同職は、ただちに寄託したすべての加盟国に通知しなければならぬ。
- (4) この憲章は、ASEAN事務総長に10の批准文書が寄託された日から30日後に発効する。

### 第48条 改正

- (1) いずれの加盟国も、憲章の改正を発議できる。
- (2) 憲章の改正案は、ASEAN調整評議会によってASEAN首脳会議に付託され、コンセンサスによる決定を求められる。
- (3) ASEAN首脳会議のコンセンサスにより同意された憲章の改正は、第47条に従い、すべての加盟国により批准されなければならない。
- (4) 改正は、ASEAN事務総長に最後の批准文書が寄託された日から30日後に発効する。

### 第49条 参照条項及び手続規定

別段の定めがある場合を除くほか、ASEAN調整評議会は、参照条項及び手続規定を決定し、その整合性を保証しなければならない。

### 第50条 再検討

この憲章は、その発効から5年後又はASEAN首脳会議での別の決定により、再検討される。

### 第51条 憲章の解釈

- (1) いずれかの加盟国の要請に基づき、憲章の解釈は、ASEAN調整評議会によって決定された手続規定に従い、ASEAN事務局が行う。
- (2) 憲章の解釈から生じたいかなる紛争も、第8

章の関連規定に従い、解決されなければならない。

- (3) 憲章を通して使用される表題及び題目は、参照の目的のためだけに使用される。

### 第52条 法的継続性

- (1) この憲章の発効の前に効力を発したすべての条約、協約、協定、合意、宣言、議定書及びその他のASEAN文書は、継続して有効となる。
- (2) 上記文書における加盟国の権利及び義務とこの憲章との間に不一致があった場合、憲章が優先する。

### 第53条 原本

英文によるこの憲章の署名原本は、ASEAN事務総長に寄託され、同職は、各加盟国に対して認証謄本を送付しなければならない。

### 第54条 ASEAN憲章の登録

憲章は、国際連合憲章第102条第1項<sup>(注5)</sup>に従い、ASEAN事務総長によって国際連合事務局に登録されなければならない。

### 第55条 ASEANの資産

組織の資産及び資金は、ASEANの名に帰属する。

英文による1通の原本は、2007年11月20日、シンガポールで署名された。

ブルネイ・ダルサラームのために

ブルネイ・ダルサラームのスルタン ハジ・ハサナル・ボルキア

カンボジア王国のために

首相 サムデク・フン・セン

インドネシア共和国のために

大統領 スシロ・バンバン・ユドヨノ博士



ラオス人民民主共和国のために

首相 ブアソーン・ブッパーヴァン

マレーシアのために

首相 ダトセリ・アブドゥラ・アフマッド・バ  
ダウイ

ミャンマー連邦のために

首相 テイン・セイン將軍

フィリピン共和国のために

大統領 グロリア・マカパガル＝アロヨ

シンガポール共和国のために

首相 リー・シェンロン

タイ王国のために

首相 スラユット・チュラノン將軍 (退役)

ベトナム社会主義共和国のために

首相 グエン・タン・ズン

注

- (1) 本文中の表1を参照。
- (2) 本文中の表2を参照。
- (3) 「外交関係に関する1961年ウィーン条約」(1961年4月18日採択。1964年4月24日発効。)
- (4) 国際連合憲章第6章「紛争の平和的解決」第33条「平和的解決の義務」第1項「いかなる紛争でもその機能が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず、第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関、地域的取極の利用その他の当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」『国際条約集2007』有斐閣, 2007, pp.20-21.
- (5) 国際連合憲章第16章「雑則」第102条「条約の登録」第1項「この憲章が効力を生じた後に国際連合加盟国が締結するすべての条約及びすべての国際協定は、なるべくすみやかに事務局に登録され、かつ事務局によって公表されなければならない。」同上, p.34.

(えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員)

## 付属文書 3 (ASEAN の旗)

### ANNEX 3, Charter of the Association of Southeast Asian Nations (2007 年制定)

遠藤 聡訳



ASEANの旗は、安定した、平和の、結束する、かつ活力に満ちたASEANを表す。旗の色である、青、赤、白及び黄は、すべてのASEAN加盟国の旗の主要な色を表す。

青は平和及び安定を表す。赤は勇気及び活力を表現する。白は純粋を示し、黄は繁栄を象徴する。

稲 (padi) の茎は、友好及び結束によって結ばれた東南アジアのすべての国から構成されるASEANにとって、ASEANの創設者の夢を表す。円はASEANの統一性を表す。

ASEANの旗の色に採用されたPantoneカラーの規格は以下のとおりである。

青：Pantone 19-4053 TC

赤：Pantone 18-1655 TC

白：Pantone 11-4202 TC

黄：Pantone 13-0758 TC

印刷版においては、(白を除く) 色の規格は、ASEANの紋章の色として以下の色に従うこと

とする。すなわち、

青：Pantone 286 又は Process Colour 100C 60M 0Y 6K

赤：Pantone Red 032 又は Process Colour 0C 91M 87Y 0K

黄：Pantone Process Yellow 又は Process Colour 0C 0M 100Y 0K

旗の幅と長さの割合は 2 対 3 とし、以下に掲げる旗の大きさの規格は以下のとおりとする。

机上旗：10cm×15cm

室内旗：100cm×150cm

車旗：10cm×30cm

室外旗：200cm×300cm

ASEAN の旗の絵柄は、ASEAN 事務局広報課の許可を得た上で掲載している。

Reprinted with permission from Public Affairs Office, ASEAN Secretariat.

付属文書 4 (ASEAN の紋章)  
ANNEX 4, Charter of the Association of Southeast Asian Nations  
(2007 年制定)

遠藤 聡訳



ASEANの紋章は、安定した、平和の、結束する、かつ活力に満ちたASEANを表す。紋章の色である、青、赤、白及び黄は、すべてのASEAN加盟国の紋章の主要な色を表す。

青は平和及び安定を表す。赤は勇気及び活力を表現する。白は純粹を示し、黄は繁栄を象徴する。

稲 (padi) の茎は、友好及び結束によって結ばれた東南アジアのすべての国から構成されるASEANにとって、ASEANの創設者の夢を表す。円はASEANの統一性を表す。

ASEANの紋章の色に採用されたPantoneカラーの規格は以下のとおりである。

青：Pantone 286

赤：Pantone Red 032

黄：Pantone Process Yellow

4色の印刷工程版においては、色の規格は以下のとおりとする。

青：100C 60M 0Y 6K (100C 60M 0Y 10K)

赤：0C 91M 87Y 0K (0C 90M 90Y 0K)

黄：0C 0M 100Y 0K

任意の色調測定工程が不可能な場合は、ブラケットの規格が使用される。

Pantone Processシミュレータにおいては、規格は以下に等しいものとする。

青：Pantone 204-1

赤：Pantone 60-1

黄：Pantone 1-3

紋章における「ASEAN」の文字として使用するフォントはヘルヴェティカ (Helvetica) の小文字の太字とする。

ASEAN の旗の絵柄は、ASEAN 事務局広報課の許可を得た上で掲載している。

Reprinted with permission from Public Affairs Office, ASEAN Secretariat.